資料１

# 第８章　子どもの貧困対策計画素案

## １　子どもの貧困対策計画について

### （1）背景

厚生労働省が行った令和元年度の「国民生活基礎調査」によると、我が国の相対的貧困率（等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」（127万円）に満たない世帯の割合）は15.4%（*新基準：15.8%）でこれらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は13.5%（*新基準：14.0%）となっています。これは、約７人に1人の子どもが貧困の状況にあることを示しています。

国は、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を平成25年６月に制定しました。また、令和元年６月には同法が一部改正され、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務となりました。北海道は、平成27年12月に「北海道子どもの貧困対策推進計画（平成27年度～平成31年度）」、令和2年3月に「第二期　北海道子どもの貧困対策推進計画（令和2年度～令和6年度）」を策定しています。

本市では、令和２年3月に「第２期北広島市子ども・子育て支援プラン」を策定しており、本プランと一体的に取り組む「子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの貧困の解消に向けて、全ての子どもが夢や希望を持つことができる仕組みづくりのため、本プランとともに「子どもの貧困対策計画」を推進します。

＊：OECD の新基準において、従来の調査での「非消費支出」に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金・個人年金等の掛金」及び「親族や知人などへの仕送り額」を加えた上で、貧困率を算出しています。

### （2）位置づけ

この計画は、子ども・子育て分野の個別計画にあたる「第2期北広島市子ども・子育て支援プラン」とともに一体的に策定することとし、新たな章として本プランに追加します。また、法令、大綱及び関連する福祉関係計画等と整合を図ります。

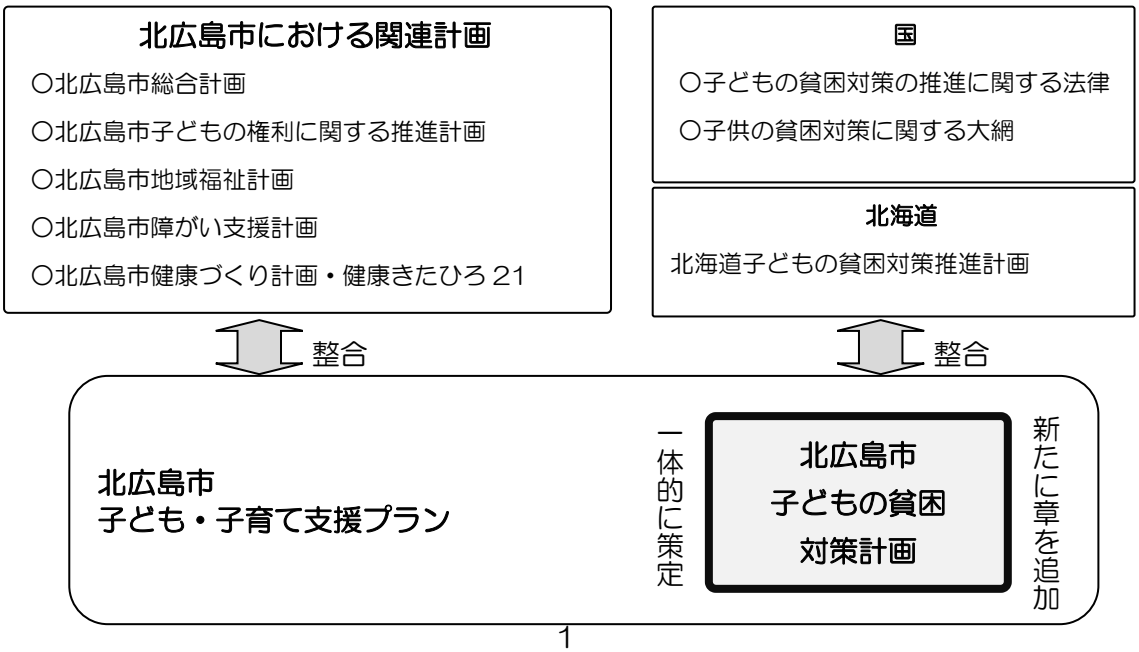

### （3）計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

ただし、国や北海道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

### （4）北広島市子どもの権利条例について

**＜北広島市子どもの権利条例について＞**

北広島市子どもの権利条例は、国際条例「児童の権利に関する条約」を基本に、子どもの権利を保障するための市の取り組みや、子どもの権利の内容を分かりやすく規定したものです。

すべての子どもは、幸せに生きる権利があります。子どもが夢と希望を持ち幸せに暮らせるまちを目指すため、この条例はつくられており、北広島市子どもの貧困対策計画では、子どもの権利条例で定める４つの権利の趣旨を踏まえ、取り組みを進めていきます。

**＜子どもの権利条例で定める４つの子どもの権利＞**

子どもが成長していくために、特に大切な権利を４つに分けて定めています。

① 平和で安全な環境で、安心して生きる権利
- 平和と安全な環境の下で生活すること。
- 自分の命がかけがえのないものとして守られ、尊重されること。
- 愛情と理解をもって育まれること。
- 差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと。

② 虐待や危険などから守られる権利
- 権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けたときに支援や救済を求めること。
- 危険から身が守られること。
- 個性が認められ、人格が尊重されること。
- プライバシーが守られること。

③ 教育を受けたり遊んだりできる、健やかに育つ権利
- 学ぶことを通して人間的発達を目指すこと。
- 遊ぶことを通して良好な人間関係を築くこと。
- 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむこと。
- 自分の将来を決めること。

④ 社会に参加する権利
- 家庭、育ち学ぶ施設、地域等の場で自分の意見を表明すること。
- 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- 情報提供等の適切な支援を受けられること。

## ２　本市の子どもの貧困に関する現状

### （1）人口及び世帯数

本市の総人口は、平成 19 年をピークに減少傾向に転じており、連動して 18 歳未満の子どもの数も減少しています。一方で、世帯数は増加していますが、18 歳未満の子どものいる世帯数は減少しています。

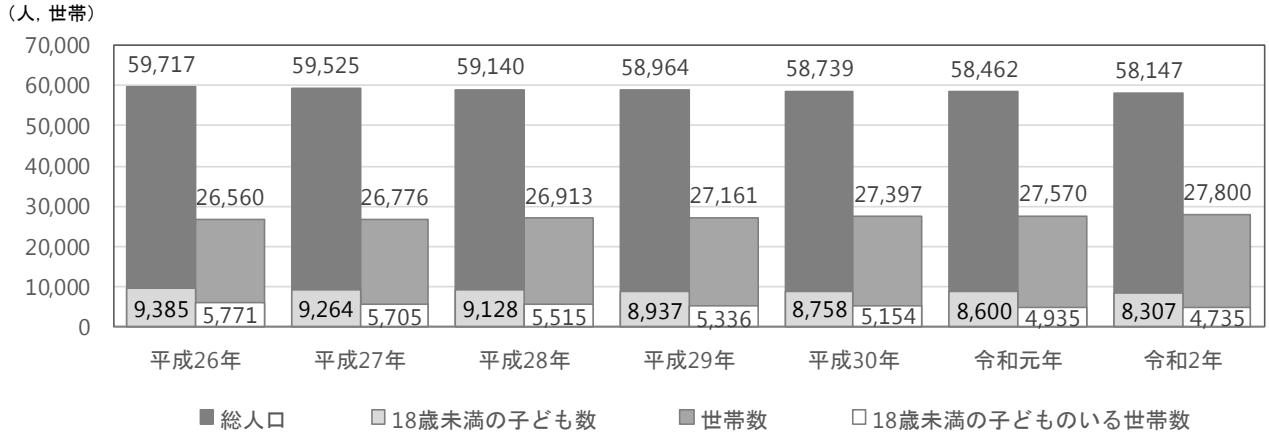


| 区分 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総人口 | 59,717 人 | 59,525 人 | 59,140 人 | 58,964 人 | 58,739 人 | 58,462 人 | 58,147 人 |
| 18 歳未満の子ども数 | 9,385 人 | 9,264 人 | 9,128 人 | 8,937 人 | 8,758 人 | 8,600 人 | 8,307 人 |
| 世帯数 | 26,560 世帯 | 26,776 世帯 | 26,913 世帯 | 27,161 世帯 | 27,397 世帯 | 27,570 世帯 | 27,800 世帯 |
| 18 歳未満の子どものいる世帯数 | 5,771 世帯 | 5,705 世帯 | 5,515 世帯 | 5,336 世帯 | 5,154 世帯 | 4,935 世帯 | 4,735 世帯 |

出典：市民課「住民基本台帳異動報告書」、「住民基本台帳」

### （2）生活保護の受給状況

本市の生活保護の受給状況は、減少傾向にありましたが平成 29 年度から転じて増加しています。18 歳未満の子どものいる世帯の受給状況は、全体では減少傾向が続いている一方、18 歳未満の子どものいる世帯の生活保護受給率は、横ばいの傾向にあります。

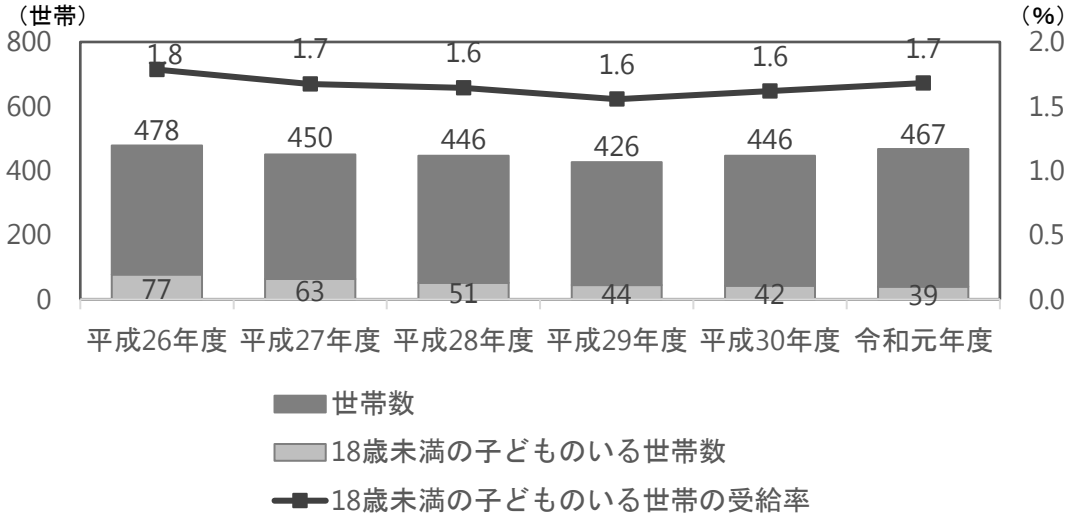


| 区分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 世帯数 | 478 世帯 | 450 世帯 | 446 世帯 | 426 世帯 | 446 世帯 | 467 世帯 |
| 18 歳未満の子どものいる世帯数 | 77 世帯 | 63 世帯 | 51 世帯 | 44 世帯 | 42 世帯 | 39 世帯 |

## （３）児童扶養手当の受給状況

本市の児童扶養手当の受給状況は、受給資格者数は徐々に減少していますが、対象児童数に対する受給資格者数の割合は横ばいの傾向にあります。

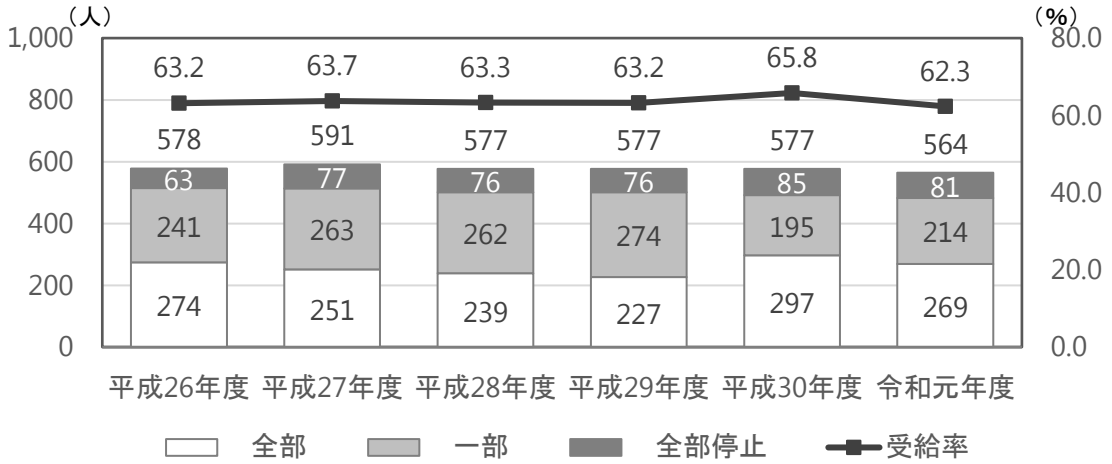


| 区分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 受給資格者数 | 578 人 | 591 人 | 577 人 | 577 人 | 577 人 | 564 人 |
| 全部 | 274 人 | 251 人 | 239 人 | 227 人 | 297 人 | 269 人 |
| 一部 | 241 人 | 263 人 | 262 人 | 274 人 | 195 人 | 214 人 |
| 全部停止 | 63 人 | 77 人 | 76 人 | 76 人 | 85 人 | 81 人 |
| 対象児童数（※年齢延長含まず） | 915 人 | 928 人 | 911 人 | 913 人 | 877 人 | 905 人 |
| 就学前 | 143 人 | 147 人 | 149 人 | 158 人 | 153 人 | 145 人 |
| 小学生 | 309 人 | 325 人 | 314 人 | 299 人 | 296 人 | 309 人 |
| 中学生 | 210 人 | 203 人 | 224 人 | 221 人 | 201 人 | 200 人 |
| 高校生 | 253 人 | 253 人 | 224 人 | 235 人 | 227 人 | 251 人 |
| その他 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

出典：子ども家庭課

## （４）就学援助の受給状況

本市の就学援助の受給状況は、児童生徒の減少と連動して減少傾向となっています。就学援助率についても減少傾向となっており、令和元年度は 19.3%で平成 26 年度と比べて 3.7 ポイント減少しています。

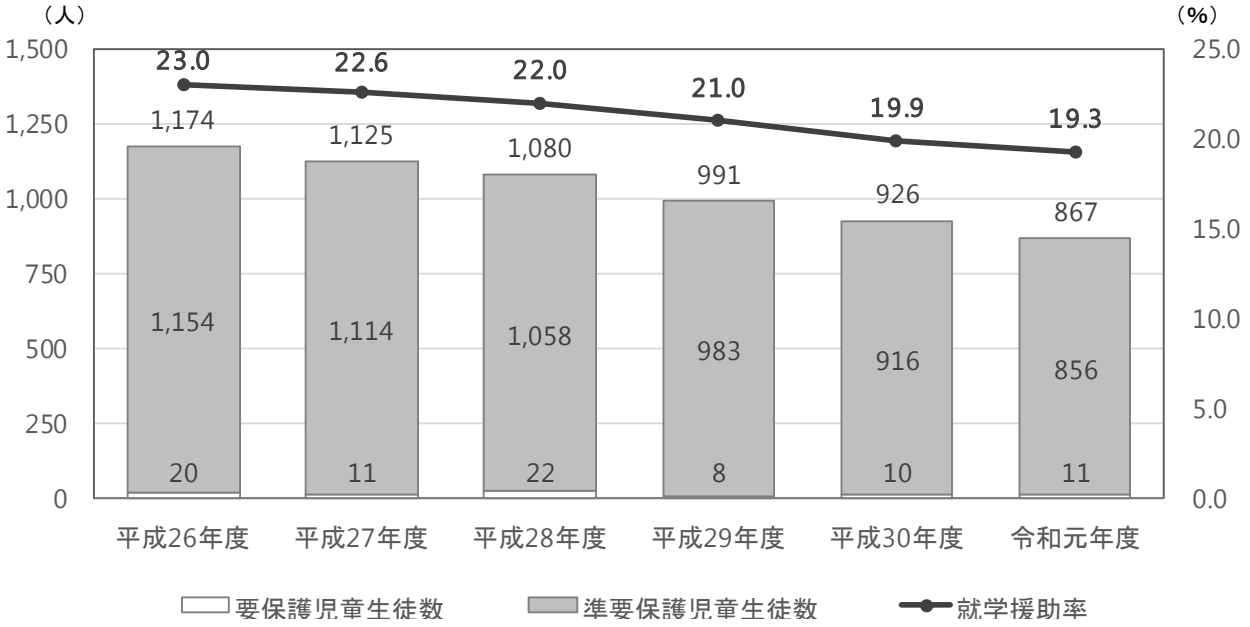

| 区分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 児童生徒数（全体） | 5,102 人 | 4,975 人 | 4,918 人 | 4,745 人 | 4,643 人 | 4,503 人 |
| 小学生 | 3,276 人 | 3,198 人 | 3,105 人 | 2,990 人 | 2,960 人 | 2,907 人 |
| 中学生 | 1,826 人 | 404 人 | 1,813 人 | 1,755 人 | 1,683 人 | 1,596 人 |
| 児童生徒数（要保護＋準要保護） | 1,174 人 | 1,125 人 | 1,080 人 | 991 人 | 926 人 | 867 人 |
| 小学生 | 753 人 | 721 人 | 680 人 | 630 人 | 610 人 | 579 人 |
| 中学生 | 421 人 | 404 人 | 400 人 | 361 人 | 316 人 | 288 人 |
| 要保護児童生徒数 | 20 人 | 11 人 | 22 人 | 8 人 | 10 人 | 11 人 |
| 小学生 | 10 人 | 6 人 | 10 人 | 2 人 | 2 人 | 4 人 |
| 中学生 | 10 人 | 5 人 | 12 人 | 6 人 | 8 人 | 7 人 |
| 準要保護児童生徒数 | 1,154 人 | 1,114 人 | 1,058 人 | 983 人 | 916 人 | 856 人 |
| 小学生 | 743 人 | 715 人 | 670 人 | 628 人 | 608 人 | 575 人 |
| 中学生 | 411 人 | 399 人 | 388 人 | 355 人 | 308 人 | 281 人 |
| 就学援助率 | 23.0 % | 22.6 % | 22.0 % | 21.0 % | 19.9 % | 19.3 % |

出典：学校教育課

## 3　子どもの生活実態調査から見える現状

### （1）実態調査の概要

本市では、子どもの貧困対策を検討するうえで、子ども・若者やその世帯の生活や教育、就労等の実態を把握するため、市民アンケート調査、支援者ヒアリングからなる実態調査を行いました。

①市民アンケート調査

ア）調査期間

平成 30 年９月 28 日から平成 30 年 10 月 23 日まで

イ）調査方法

２歳・５歳、１６歳・１７歳：郵送による配布、回収

小２、小５・中２：学校を通して配布、回収

ウ）調査内容

保護者：健康状況、収入、子どもの様子、制度の利用状況等

子ども：健康状況、生活習慣、学習、居場所等

エ）配布・回収

| 区分 | | 配布数 | 回収数 | 回収率(%) |
|---|---|---|---|---|
| ２歳・５歳 | 保護者 | 809 | 425 | 52.53 |
| 小２ | 保護者 | 428 | 362 | 84.58 |
| 小５・中２ | 子ども | 1,051 | 866 | 82.40 |
| | 保護者 | 1,051 | 864 | 82.21 |
| 16 歳・17 歳 | 子ども | 653 | 201 | 30.78 |
| | 保護者 | 653 | 200 | 30.63 |
| 合　計 | | 4,645 | 2,918 | 62.82 |

②支援者ヒアリング

ア）実施期間

平成 31 年３月及び令和２年８月 20 日から令和２年９月 17 日まで

イ）実施方法

ヒアリングシートをもとに聞き取りを実施

ウ）聞き取り内容

保護者が抱える課題等、子どもが抱える課題等、世帯が抱える課題等、
支援にあたっての課題等、今後必要となる支援

エ）実施対象

福祉関係所管課職員（市福祉課、市学校教育課）、学校関係者（市内小中学校各１校）、
福祉関連団体職員、NPO 法人職員、児童養護施設職員、児童福祉施設職員、
母子・父子自立支援員、民生委員（主任児童委員）、子ども食堂運営者

## （2）世帯の暮らし向きについて

①家計の状況

家計の状況について、「赤字」と回答した割合は世帯全体が 19.8%だったのに対し、非課税世帯は 25.0%、ひとり親世帯は 24.6%となっており、それぞれ 5.2 ポイント、4.8 ポイント高くなっています。

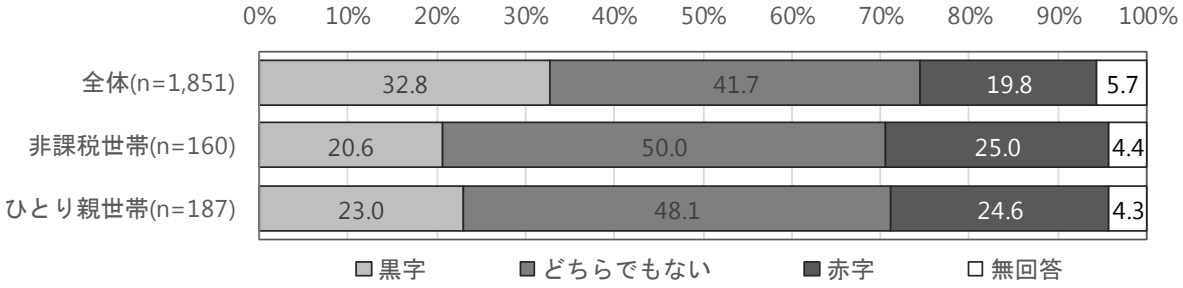


※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

②貯金額

「貯金はない」と回答した割合は、世帯全体で 13.3%に対して、非課税世帯は 21.9%、ひとり親世帯は 25.1%となっており、それぞれ 8.6 ポイント、11.8 ポイント高くなっています。

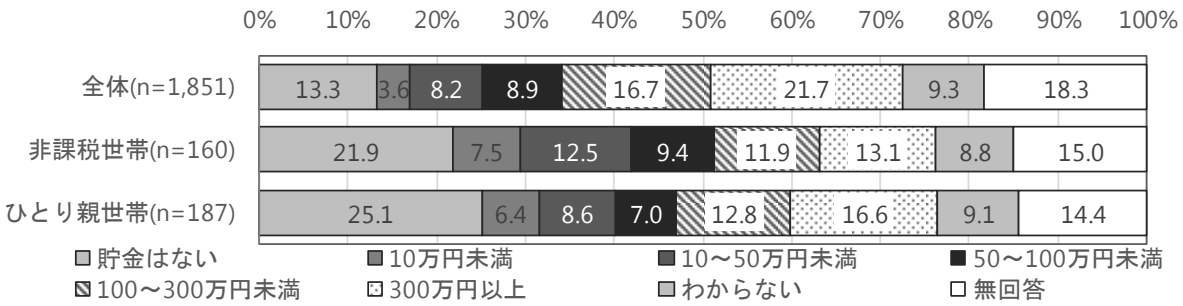


※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

③経済的な理由により制限を受けた経験（公共料金等の支払い）

公共料金等の支払いができなかった経験は､「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答した割合が世帯全体で 13.7%に対し、非課税世帯で 17.0%、ひとり親世帯で 20.9%となっており、それぞれ 3.3 ポイント、7.2 ポイント高くなっています。

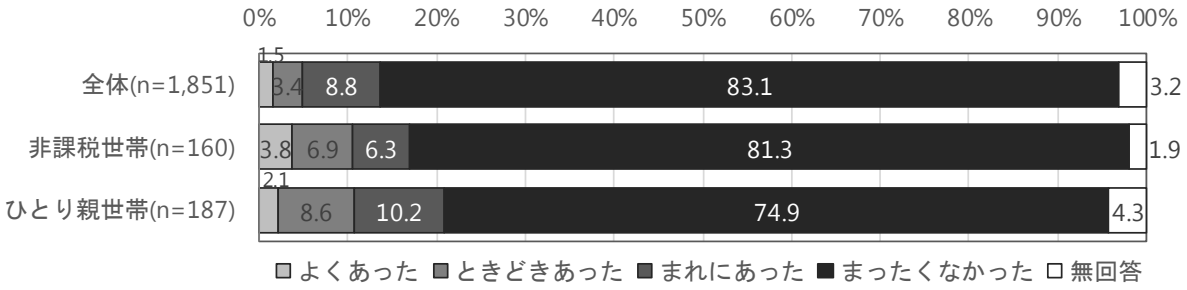


※2 歳・５歳、小２、小５・中２、16 歳・17 歳の保護者が回答

④経済的な理由により制限を受けた経験（食料が買えなかった経験）

食料が買えなかった経験が「あった」と回答した割合は世帯全体で 5.5%に対し、非課税世帯は 11.3%、ひとり親世帯は 12.3%となっており、それぞれ 5.8 ポイント、6.8 ポイント高くなっています。

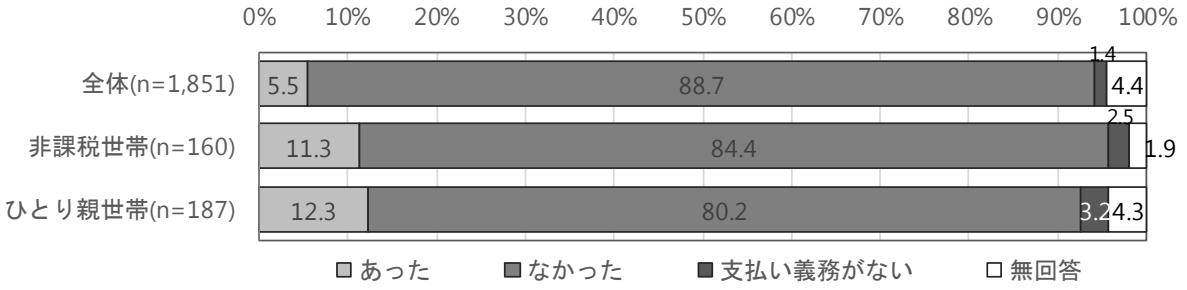


※2 歳・５歳、小２、小５・中２、16 歳・17 歳の保護者が回答

⑤支援者ヒアリングの意見

・ひとり親世帯は、経済的に困窮状態にある世帯、生活保護受給世帯が多い。
・ひとり親世帯の親は、時間的余裕がなく、いまをどう生きるかに精一杯で、将来にまで考えが及ばないように見える。時間的な余裕がないため、子どもと接する時間も減少している。
・子どもが小さいと働く時間に制限がかかり、預け先の問題が発生する。
・障がいの認定や生活保護の認定を受けていないぎりぎりの家庭が一番苦しい状況にある。
・困難を抱えている世帯は収入があってもお金の使い方の優先順位がつけられない人もいて、その差が激しい。

## （3）子ども、保護者の健康状態や生活習慣等について

①保護者の健康状態

「健康である」と回答した割合は世帯全体で 82.3%に対し、非課税世帯は 78.8%、ひとり親世帯は 72.2%となっており、それぞれ 3.5 ポイント、10.1 ポイント低くなっています。

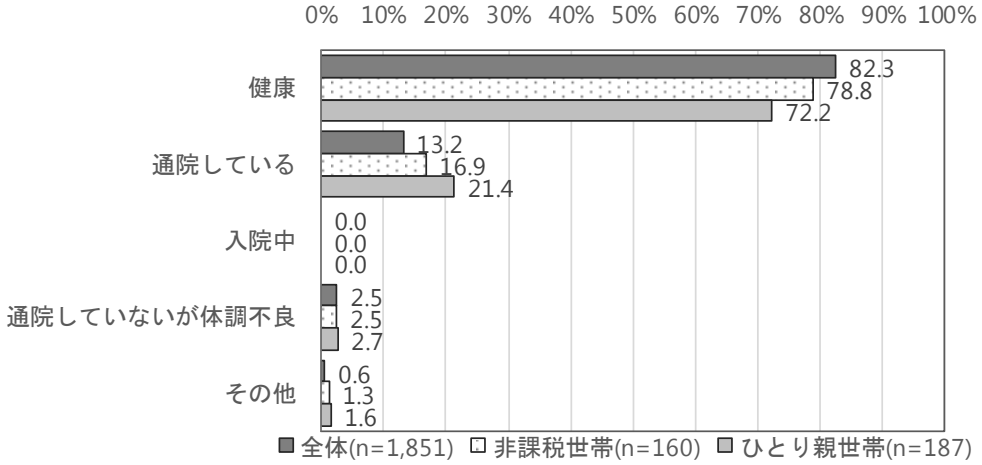


※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

②保護者の心の健康状態

保護者の心の健康状態は、得点が高くなるほど抑うつ感が高い状態を示す項目で「Ⅰ（0～4点）」（最も抑うつ感が低いとされる区分）と回答した割合は、世帯全体が 61.9%であるのに対し、非課税世帯は 58.8%、ひとり親世帯は 52.4%となっており、それぞれ 3.1 ポイント、9.5 ポイント低くなっています。

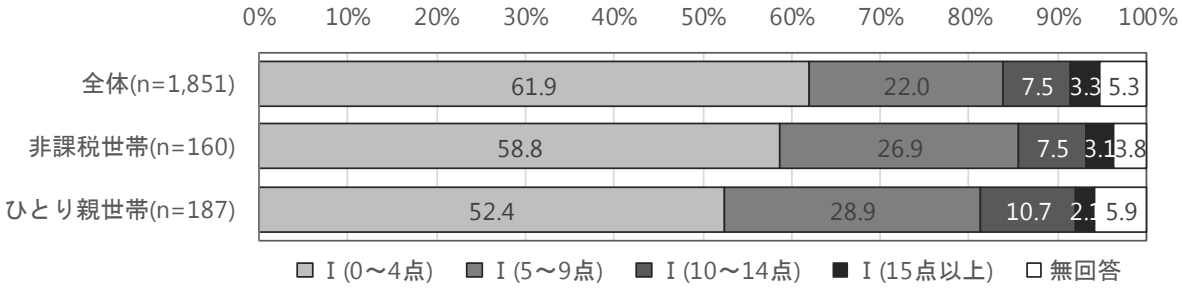


※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

※過去１か月間の「こころの状態」に関する６つの質問について、５段階（０～４点）で点数化し、その合計点をⅠ（０～４点）、Ⅱ（５～９点）、Ⅲ（10～14 点）、Ⅳ（15 点以上）の４階層で示したもの。得点が高いほど抑うつ感が高い状態を示している。

③子どもの健康・発達の状況

子どもの健康状態は、「健康」と回答した割合が世帯全体では 88.0%であるのに対し、非課税世帯は 88.8%、ひとり親世帯は 86.1%で、世帯類型による大きな差異はみられませんでした。

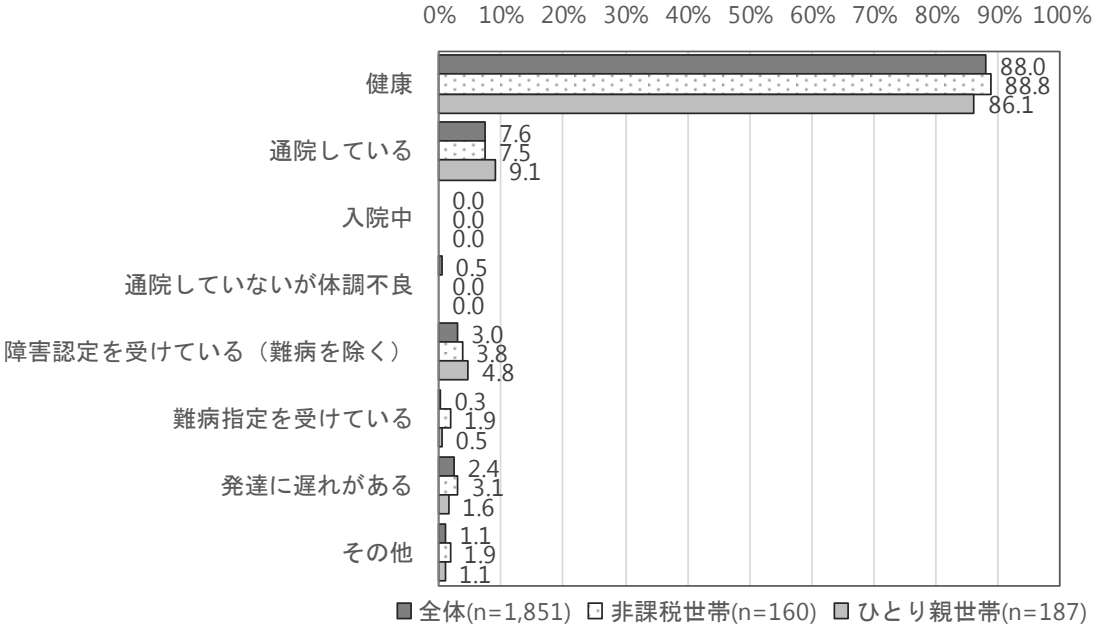


※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

④子どもの心の健康状態

子どもの心の健康状態は、「健康である」と回答した割合が世帯全体では 88.6%であるのに対し、非課税世帯は 89.5%、ひとり親世帯は 88.2%で、世帯類型による大きな差異はみられませんでした。

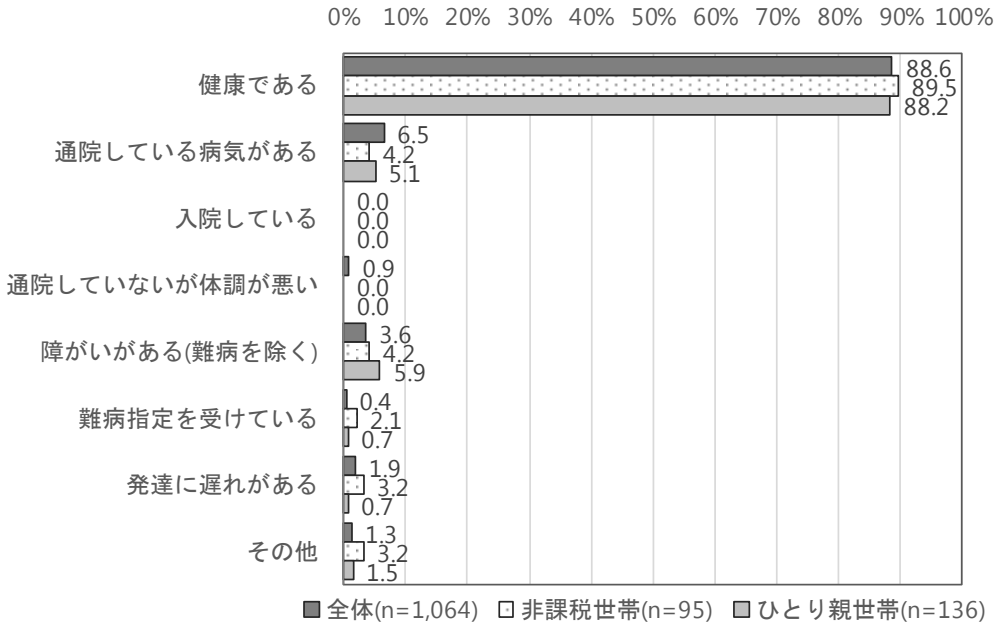


※小 5・中 2、16 歳・17 歳の子どもが回答

⑤子どもを病院等に受診させたほうがよいと思ったが受診させなかった経験

子どもを受診させなかった経験は、「あった」と回答した割合は世帯全体で 15.9%に対し、非課税世帯は 18.8%、ひとり親世帯は 22.5%となっており、それぞれ 2.9 ポイント、6.6 ポイント高くなっています。

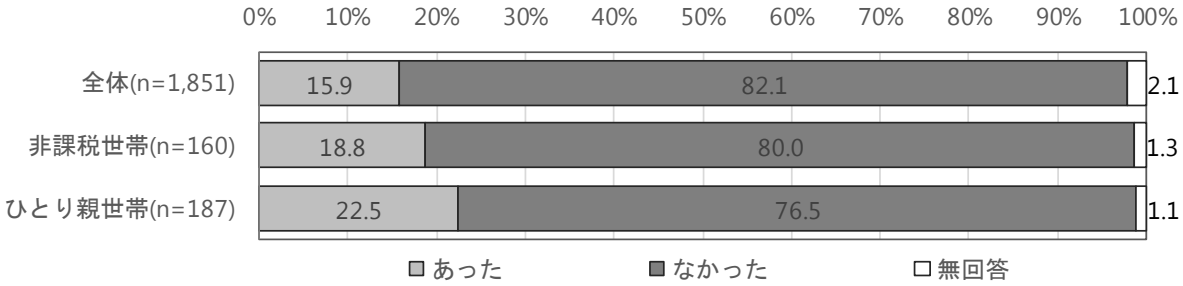


※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

⑥保護者が病院等を受診したかったのに受診できなかった経験

保護者が受診できなかった経験は、「あった」と回答した割合は世帯全体で 32.1%に対し、非課税世帯は 30.0%で差異はみられませんが、ひとり親世帯は 41.7%で 9.6 ポイント高くなっています。

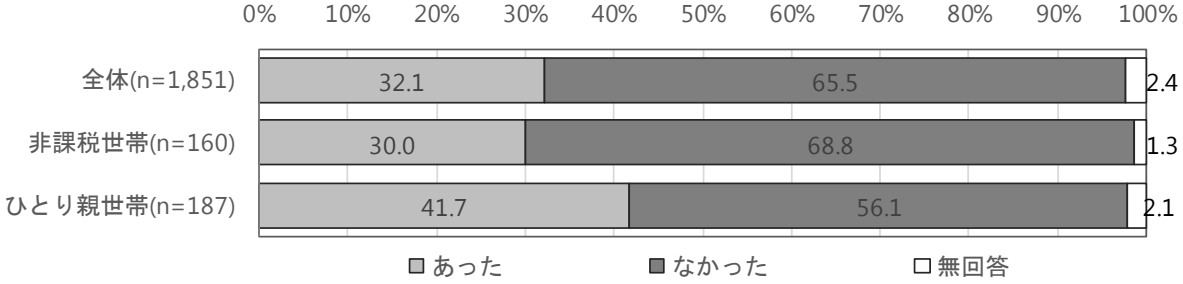


※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

⑦子どもの就寝時間

子どもの就寝時間は、「午後９時より前」「午後９時台」と回答した割合は世帯全体で 44.7%に対し、非課税世帯は 41.8%、ひとり親世帯は 37.3%となっており、それぞれ 2.9 ポイント、7.4 ポイント低くなっています。

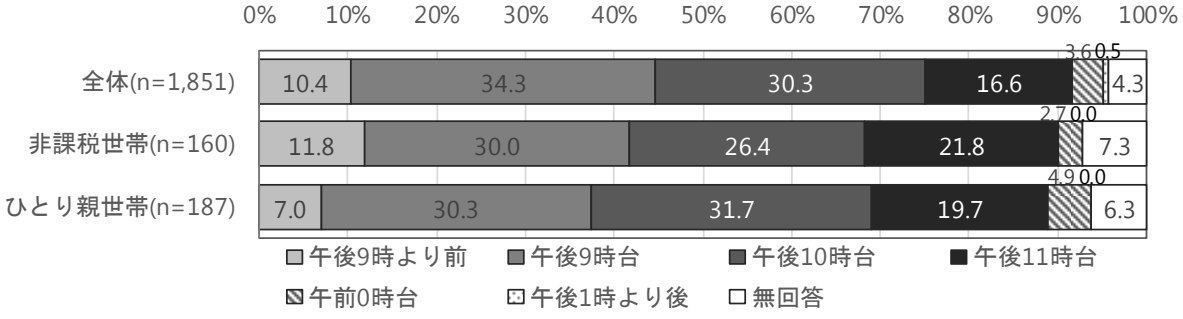


※小 2、小 5・中 2 の保護者が回答

⑧子どもの朝食の状況

「毎日食べる」と回答した割合は世帯全体では84.6%だったのに対し、非課税世帯は74.4%、ひとり親世帯は 72.5%となっており、それぞれ 10.2 ポイント、12.1 ポイント低くなっています。

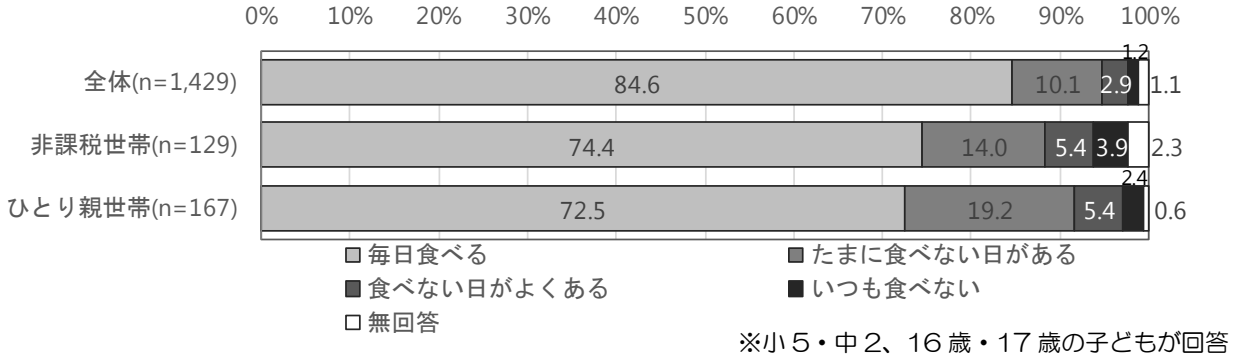


※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

⑨支援者ヒアリングの意見

- 保護者自身が病気や発達障害、精神疾患を患っている場合、それにより就労が困難となる。
- 保護者に DV 経験等がある場合には、その影響により精神的に不安定になりやすい。
- 困難を抱えている世帯では、家にひきこもりがちで、子どもが痩せていたり虫歯が多い。
- 親の不規則な生活に付き合い、自らも生活リズムが作れず、基本的な生活習慣が身についていない子どもがいる。
- 生活保護等、一定の行政支援を受けている世帯では、金銭面よりもむしろ食事等の生活面の乱れが深刻になっていると感じる。
- 保護者自身が経済的に貧困な家庭で育ったことから、子育てや子どもの発達等の知識があまりないまま子どもに接するため、うまく子どもと関われないことがある。

## （4）勉強の状況について

①学校の授業以外での勉強時間

「授業以外の勉強時間」については、ひとり親世帯の「まったくしない」「30 分未満」と回答した割合は世帯全体では 26.3%だったのに対し、非課税世帯で 31.0%、ひとり親世帯で 33.5%となっており、それぞれ 4.7 ポイント、7.2 ポイント高くなっています。

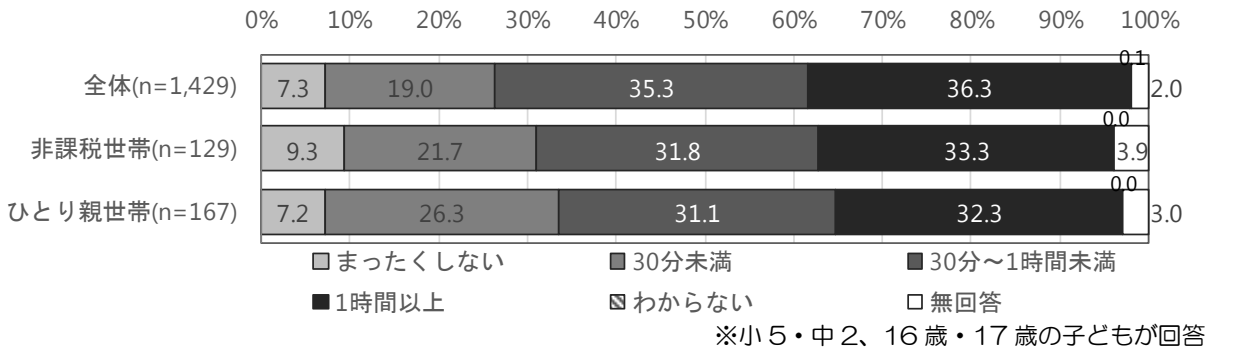


※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

②塾や家庭教師の利用

塾や家庭教師の利用については、世帯類型による大きな差異はみられませんでした。

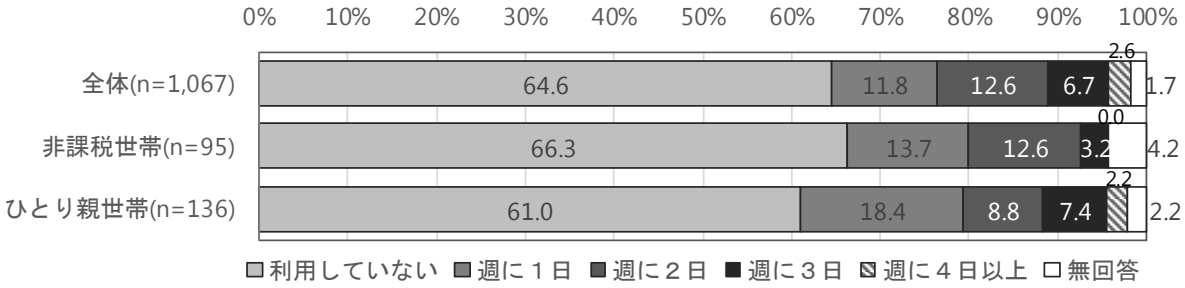


※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

③自分が使うことができる子ども部屋（きょうだいと一緒に使っている場合も含む）

自分が使うことができる子ども部屋は、「ある」と回答した割合が世帯全体では 86.6%であるのに対し、非課税世帯で 78.9%、ひとり親世帯で 81.1%となっており、それぞれ 7.7 ポイント、5.5 ポイント低くなっています。

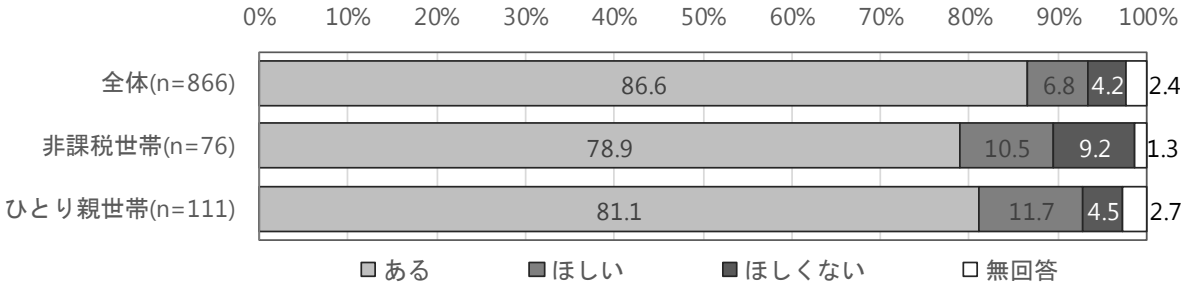


※小５・中２の子どもが回答

④自分専用の勉強机

自分専用の勉強机が「ある」と回答した割合は世帯全体では 92.3%であるのに対し、非課税世帯は 90.8%、ひとり親世帯は 86.5%となっており、それぞれ 1.5 ポイント、5.8 ポイント低くなっています。

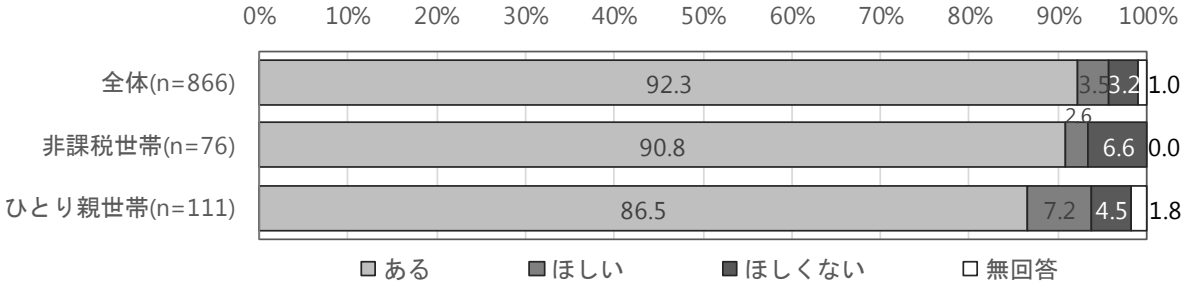


※小５・中２の子どもが回答

⑤学校の授業の理解

授業について、「いつもわかる」と「だいたいわかる」と回答した割合は世帯全体では 72.3%であるのに対し、非課税世帯は 61.0%、ひとり親世帯は 59.6%となっており、それぞれ 11.3 ポイント、12.7 ポイント低くなっています。

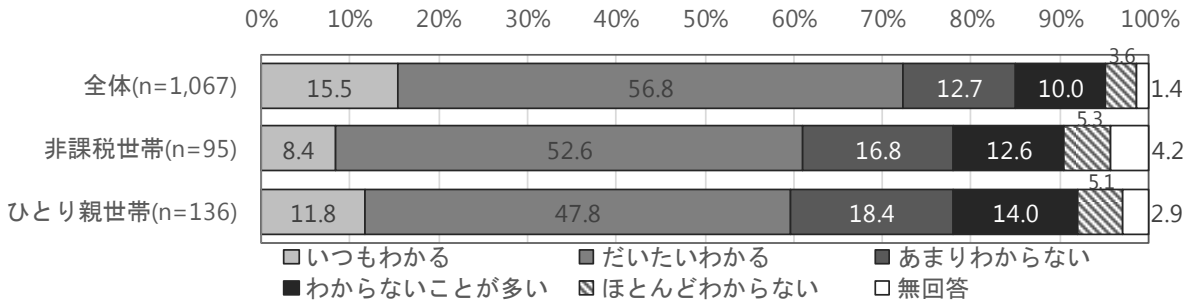


※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

⑥成績がクラスの中でどれくらいだと思うか

成績がクラスでのどれくらいの問については、「どちらかというと良くない方」、「良くない方」と回答した割合は世帯全体では 27.2%であるのに対し、非課税世帯は 36.8%、ひとり親世帯は 32.4%となっており、それぞれ 9.6 ポイント、5.2 ポイント高くなっています。

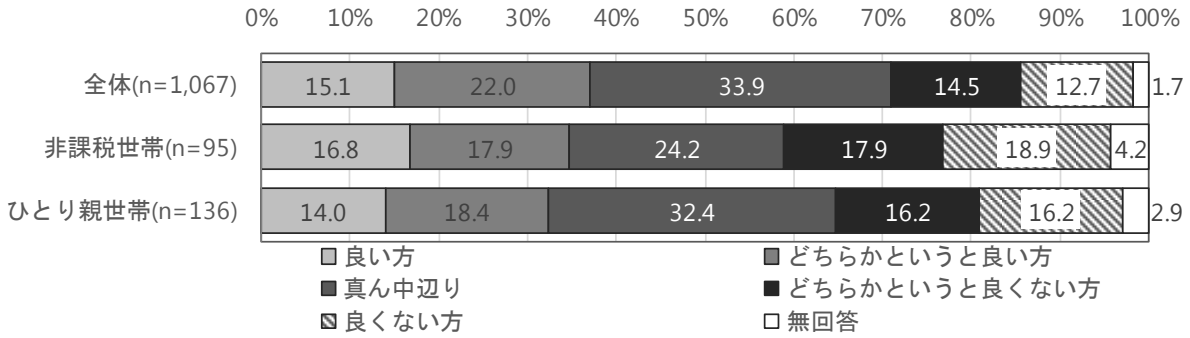


※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

⑦支援者ヒアリングの意見

・家に勉強部屋がないなど、学習できる環境が整っていないため、学習の習慣が身につかず学力低下につながっている子どもがいる。
・コロナ禍で一斉休校中は、学習動画配信を行っていたが、受信できる機器がない家庭があった。

## （5）進学や将来に対する考え方について

①どの段階まで進学したいと考えているか

進学したい段階は、「大学またはそれ以上」と回答した割合は世帯全体では 38.4%であるのに対し、非課税世帯は 31.6%、ひとり親世帯は 33.8%となっており、それぞれ 6.8 ポイント、4.6 ポイント低くなっています。

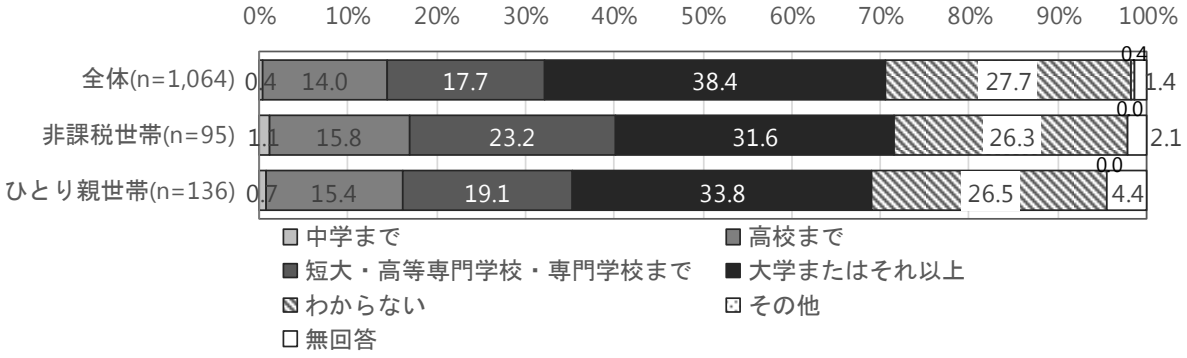


※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

②お金のことを心配して「高校まで」と回答した割合

お金のことを心配して「高校まで」と回答した世帯で、「まああてはまる」「非常にあてはまる」と回答した割合は世帯全体で 55.0%に対し、ひとり親世帯は 66.6%となっており、11.6 ポイント高くなっています。

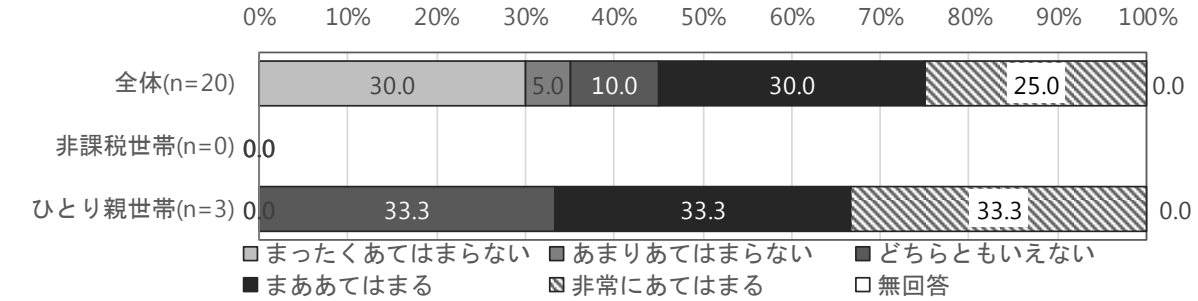


※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

③子どもにどの段階まで進学させたいか

子どもにどの段階で進学させたいかの問で、「高校」と回答した割合は、世帯全体で 8.9%に対し、非課税世帯で 18.9%、ひとり親世帯で 19.9%となっており、それぞれ 10.0 ポイント、11.0 ポイント高くなっています。

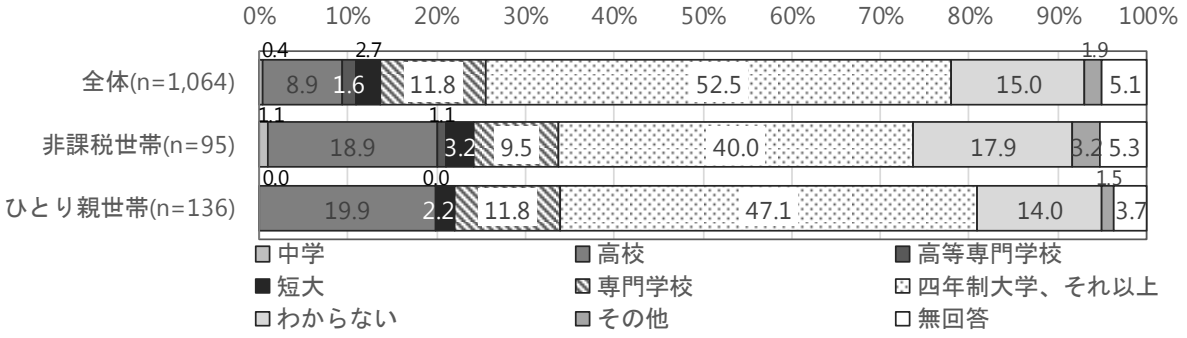


※小５・中２、16 歳・17 歳の保護者が回答

④子どもに教育を受けさせるためのお金の準備

子どもに教育を受けさせるためのお金の準備について、小５・中２の保護者では、「めどはついていない」と回答した割合は世帯全体で 19.9%に対し、非課税世帯で 31.6%、ひとり親世帯で 36.0%となっており、全体と比べてそれぞれ 11.7 ポイント、16.1 ポイント高くなっています。

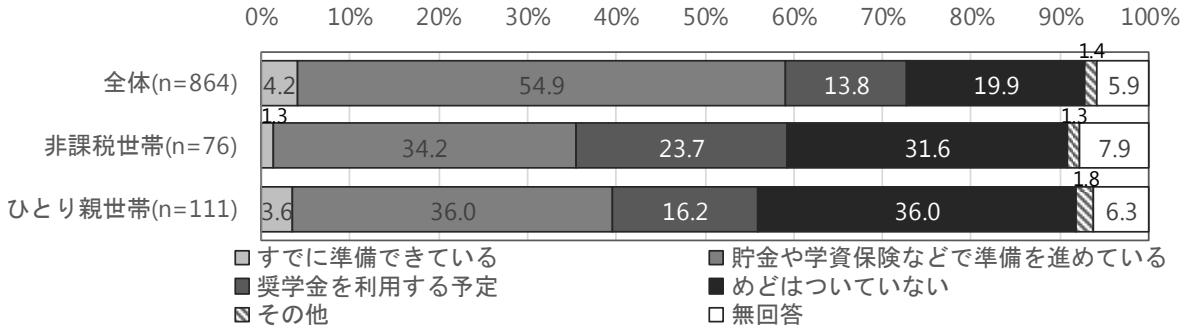


※小５・中２の保護者が回答

16～17 歳の保護者では、「めどがたっていない」と回答した割合が世帯全体で 14.0%に対し、非課税世帯で 15.8%、ひとり親世帯で 28.0%と、それぞれ 1.8 ポイント、14.0 ポイント高くなっています。

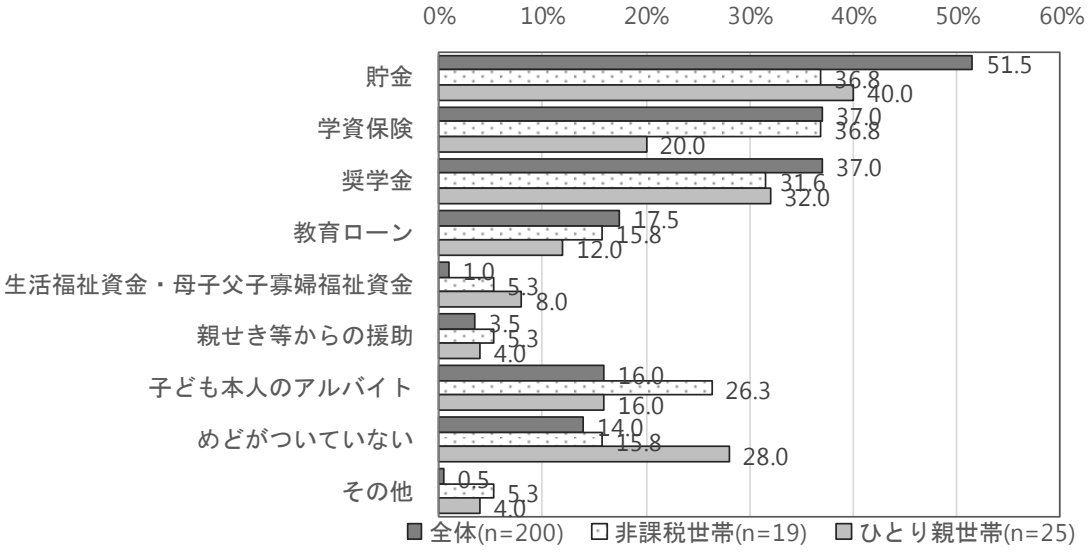


※16 歳・17 歳の保護者が回答

⑤支援者ヒアリングの意見

- 身近に適切なモデルがいないため、進学や就職に対するイメージがもてないことがある。
- インターネットの普及でよい進学モデルをインターネットで調べられるようになっているほか、学校におけるキャリア支援教育も進んでいる。
- 保護者自身が中卒、高卒の場合、子どもにも中学校・高校を卒業したら働いてほしいと考えていることもある。
- 義務教育段階では、子どもに食べさせるといった支援でよいかもしれないが、高校生の段階では、就労支援など、社会的自立に向けた支援が重要となる。
- 児童養護施設に入所している子どもに対しては、退所後の生活や大学進学等への支援が重要になる。

・進学支援などの制度を知らない場合は、進学をあきらめるケースが考えられるため、制度の周知が必要である。

### （6）子どもの居場所や経験に関する状況について

①学校への気持ちについて（学校に行くのが楽しみだ・学校を休みたいと思うことがよくある）

学校に行くのが楽しみであるかは、「まったくあてはまらない」と「あまりあてはまらない」と回答した割合は世帯全体で 22.1%に対し、非課税世帯は 32.6%、ひとり親世帯は 28.0%となっており、それぞれ 10.5 ポイント、5.9 ポイント高くなっています。

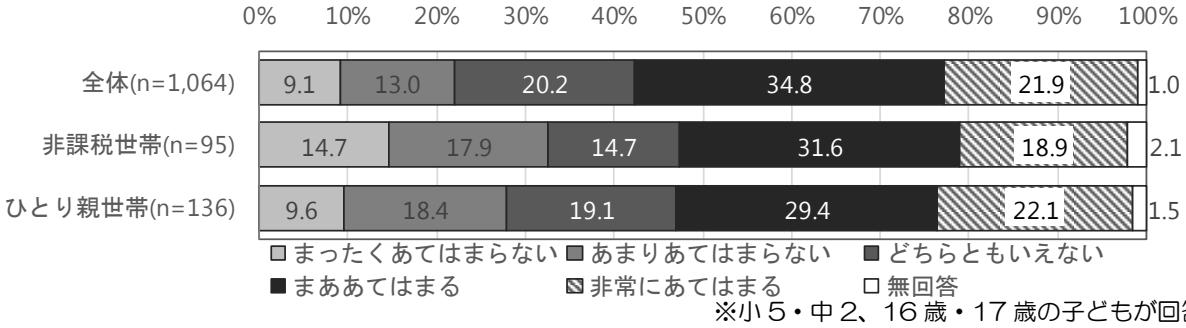


※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

学校を休みたいと思うことがよくあるかは、「まったくあてはまらない」と「あまりあてはまらない」と回答した割合は世帯全体で 42.3%に対し、非課税世帯は 33.7%、ひとり親世帯は 42.0%となっており、それぞれ 8.6 ポイント、0.3 ポイント低くなっています。

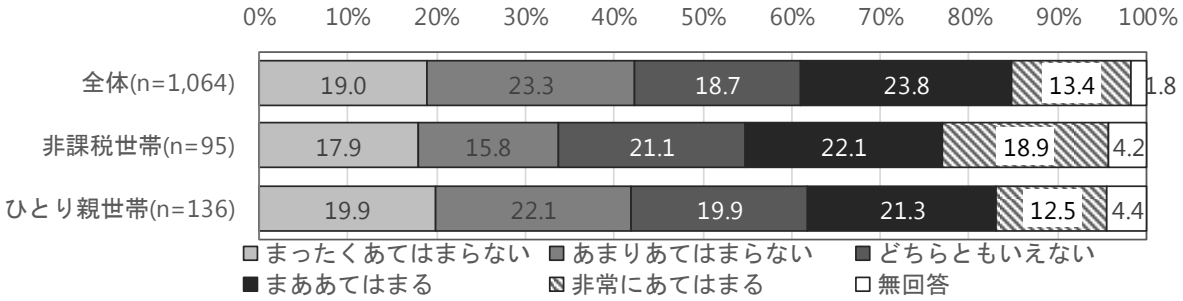


※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

②親子のコミュニケーション（親は私の言うことを真剣に聞いてくれる）

親は私（子ども）の言うことを真剣に聞いてくれているかは、「まああてはまる」と「非常にあてはまる」と回答した割合は世帯全体で 72.4%に対し、非課税世帯は 61.1%、ひとり親世帯は 67.6%となっており、それぞれ 11.3 ポイント、4.8 ポイント低くなっています。

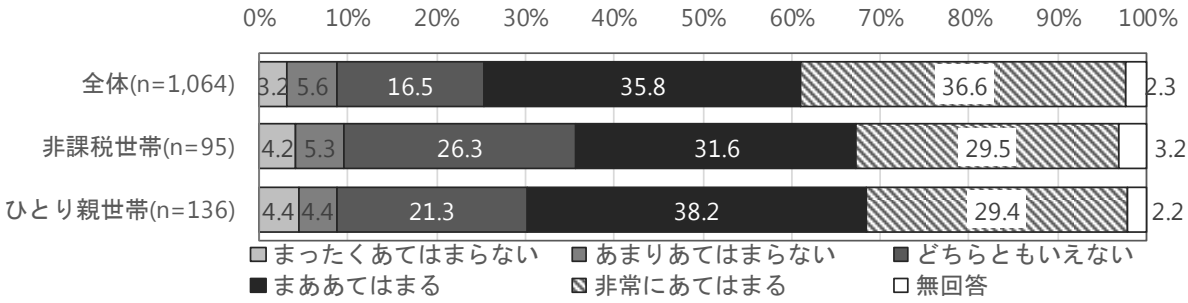


※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

③過去１年間で親子そろって旅行やキャンプに行った経験

親子で旅行などに行った経験は、「行った」と回答した割合は世帯全体で 70.4%に対し、非課税世帯は 57.9%、ひとり親世帯は 58.6%となっており、それぞれ 12.5 ポイント、11.8 ポイント低くなっています。

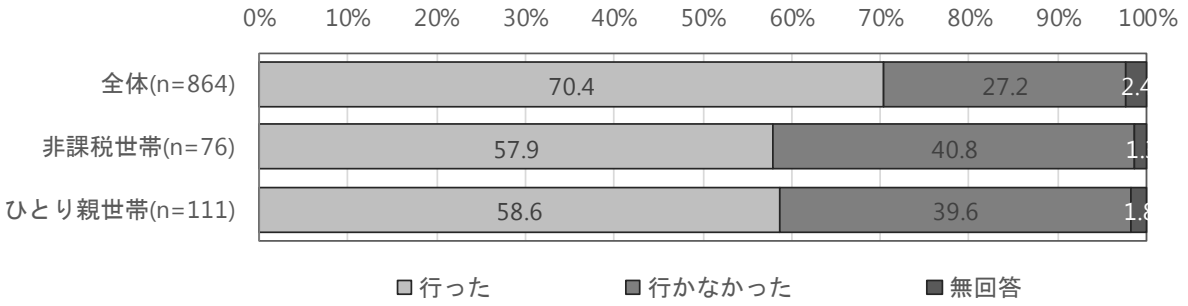


※小５・中２の保護者が回答

④誰と夕食を食べているか

子どもが誰と夕食を食べているかについて、非課税世帯とひとり親世帯の「親」、「きょうだい」が全体と比べて低くなっています。ひとり親世帯の「その他の家族」は、全体と比べて 20 ポイント以上高くなっています。

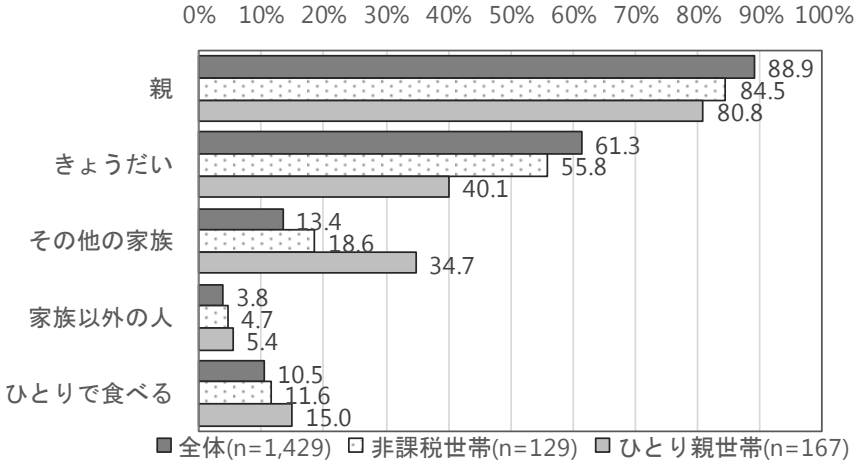


※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

⑤平日の放課後に過ごす場所

平日の放課後に過ごす場所は、全ての世帯類型で「自宅」が多い一方、非課税世帯では「商店やスーパー」が、世帯全体より 5.9 ポイント高くなっています。ひとり親世帯では「学校（部活など）」が、世帯全体より 9.4 ポイント高くなっています。

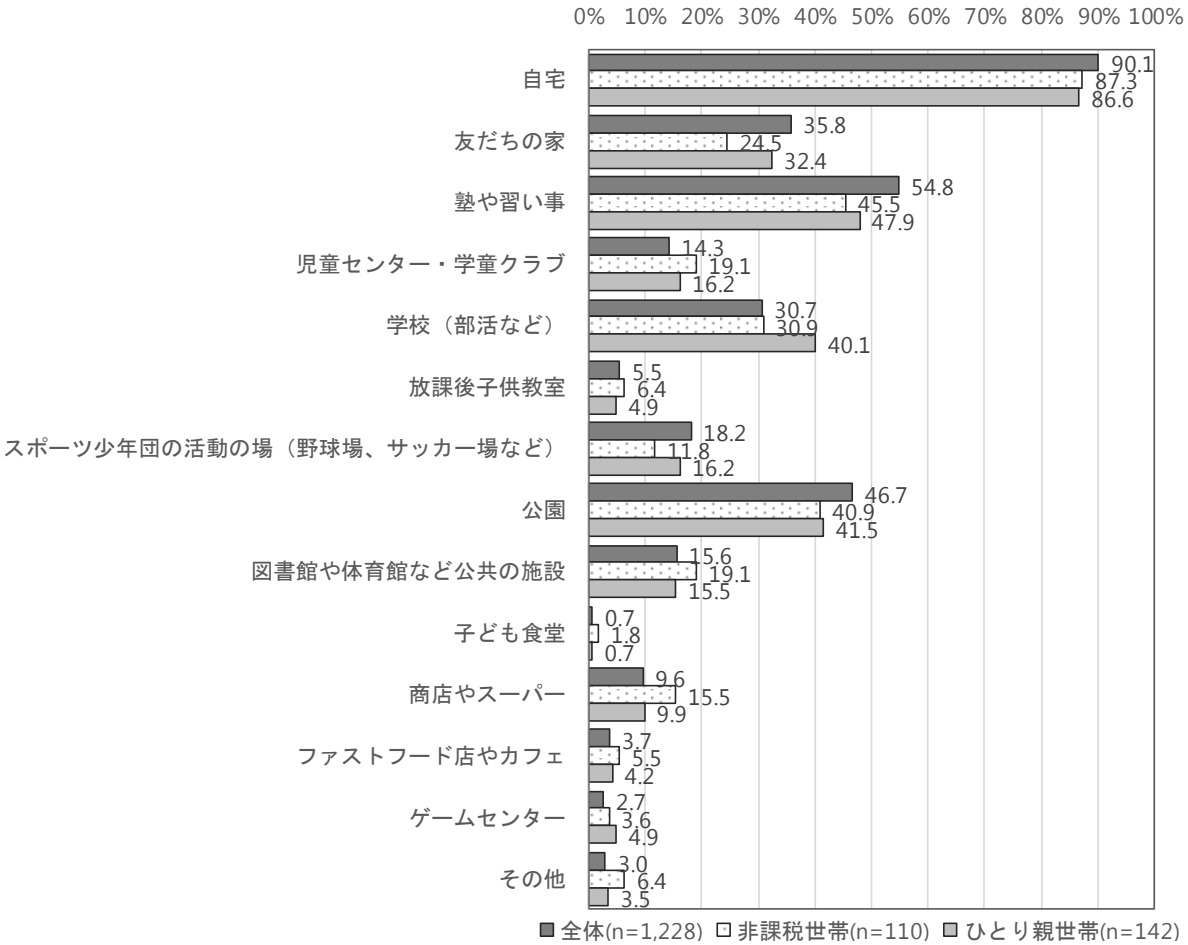


※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

⑥支援者ヒアリングの意見

・教育や進路のことで親に相談できない子どもがいる。
・家にも学校にも居場所がないという感覚から、不登校になる子どもがいる。
・親子で食事をする機会がなかったり、子どもが手作りの料理を食べたことがない。
・困難を抱えている世帯の子どもたちの成長を考えると、家庭以外でモデルとなる大人とかかわれる機会が大切であり、親のみ、先生のみとのかかわりだけでは不十分である。
・地域全体で子どもを見守る、育てる仕組みづくりが必要である。
・子どもの居場所がないことについて、親が気づいていないことが多い。
・コンビニエンスストアが子どもの気づきの場所であったりすることもある。

## （7）社会的孤立の状況について

①子どもについての悩みを相談する相手

子どもについての悩みを相談する相手は、全ての世帯類型で「同居の家族」が多い一方、非課税世帯では「職場の人」が、世帯全体より 2.7 ポイント高くなっています。ひとり親世帯では「同居していない家族・親せき」が、世帯全体より 22.4 ポイント高くなっています。

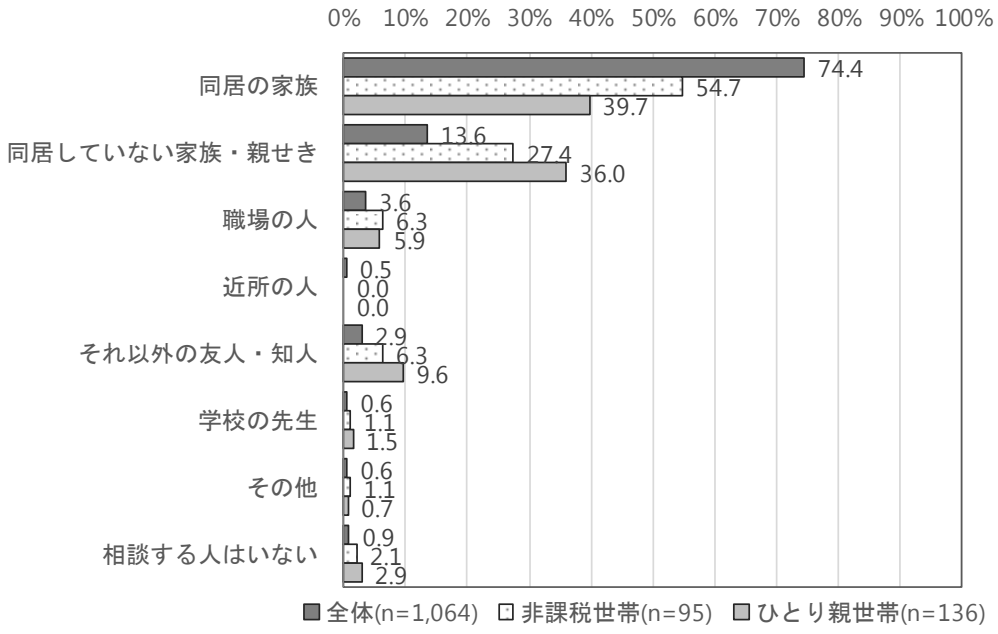


※小５・中２、16 歳・17 歳の保護者が回答

②保護者自身の悩みや困りごとを相談する相手

保護者自身の悩みなどを相談する相手は、全ての世帯類型で「同居の家族」が多い一方、非課税世帯では「それ以外の友人・知人」が、世帯全体より 5.8 ポイント高くなっています。ひとり親世帯では「同居していない家族・親せき」が、世帯全体より 19.2 ポイント高くなっています。

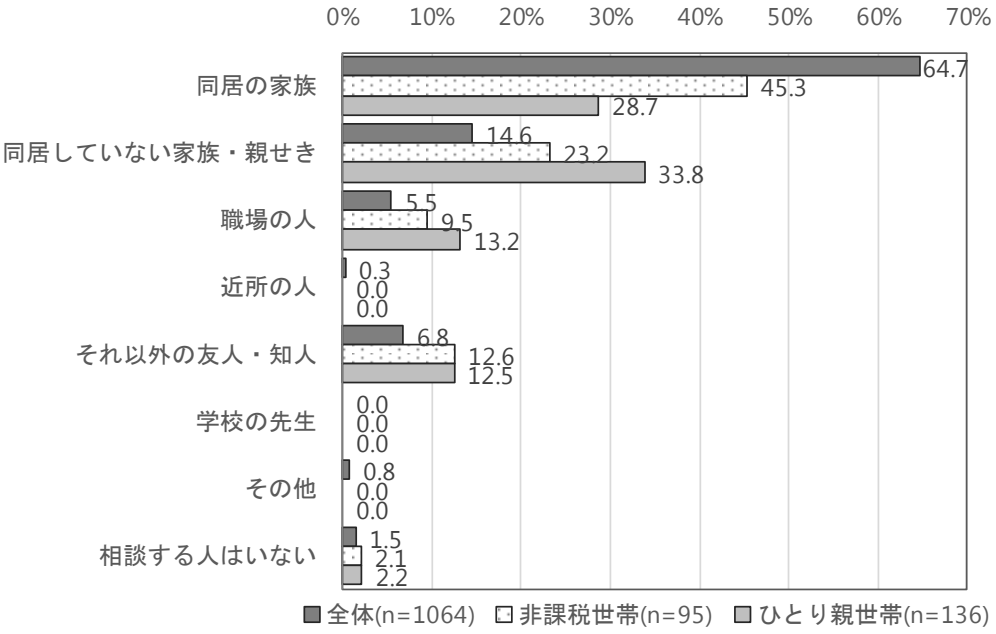


※小５・中２、16 歳・17 歳の保護者が回答

③子どもの面倒をみてくれる人について

「子どもの面倒がみられなくなったときに代わりに面倒をみてくれる人」では、「頼める人はいない」と回答した割合は世帯全体で 7.7%に対し、非課税世帯は 8.1%で差異はなく、ひとり親世帯は 5.3%で 2.4 ポイント低くなっています。

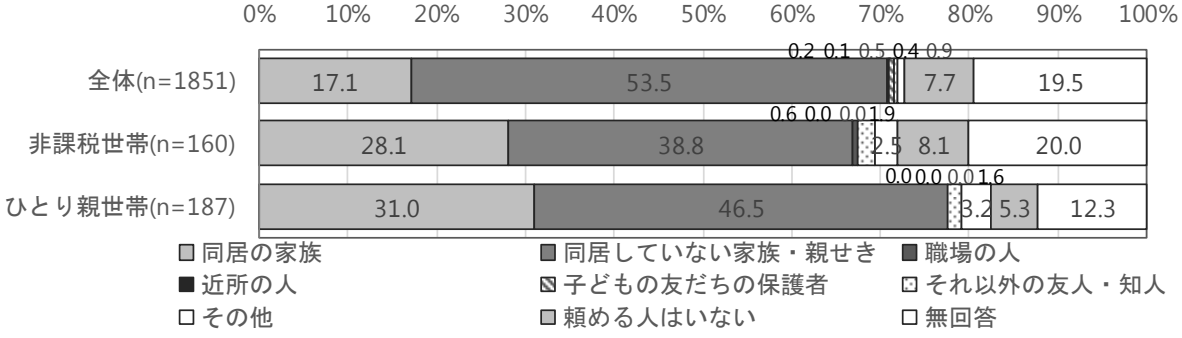


※2 歳・５歳、小２、小５・中２、16 歳・17 歳の保護者が回答

④子育てに関する制度やサービスの認知状況について（まったく知らなかったと回答した割合）

制度やサービスの認知状況は、就学前就学後ともに、一部を除きほぼすべての項目に対して全く知らなかったと回答したひとり親世帯の割合が高くなっています。

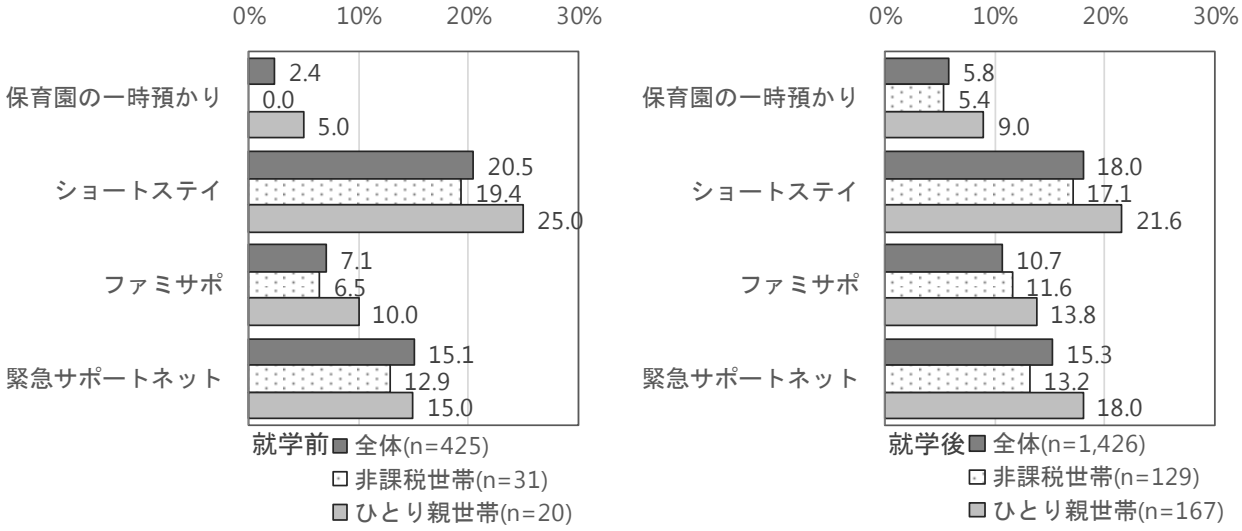


※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

⑤各種相談先や相談方法の認知状況（知らなかったと回答した割合）

各種相談先や相談方法の認知状況は、相談先や相談方法を知らなかったと答えた割合は、ほとんどの項目で非課税世帯、ひとり親世帯が世帯全体を上回っています。

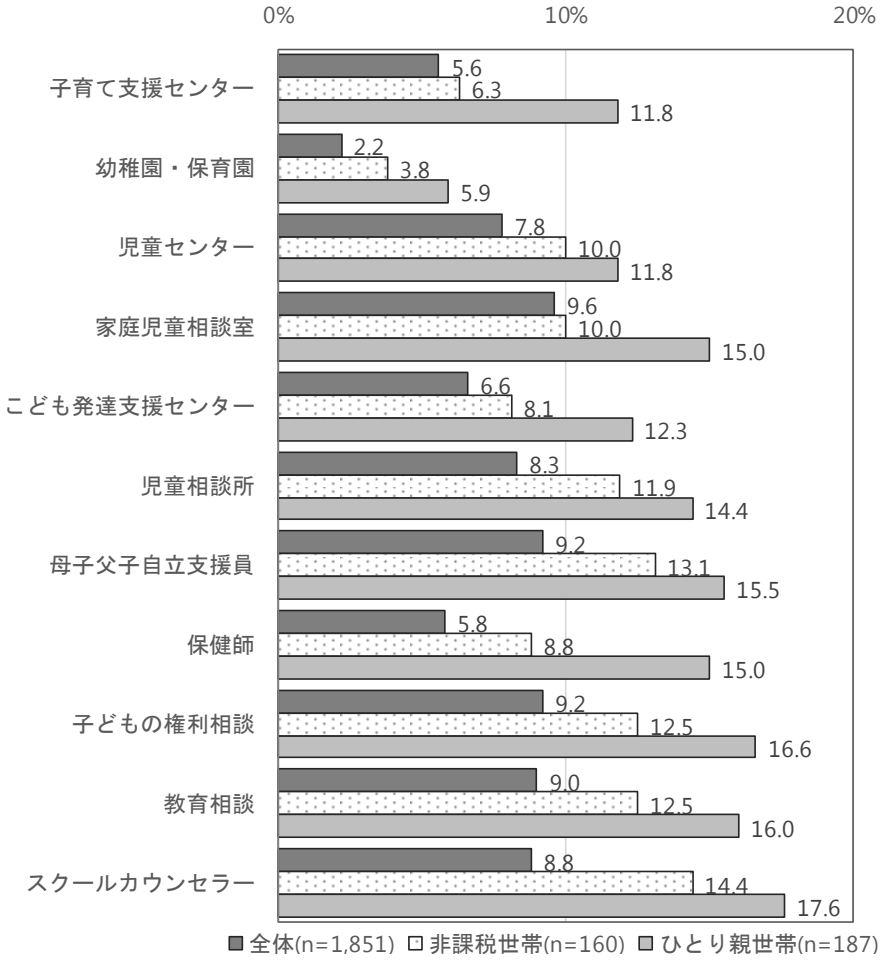


※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

⑥支援者ヒアリングの意見

・相談したり悩みを話せる相手が限られていたり、周囲に協力を求められる人がいないなどの理由で孤立してしまうことがある。
・子育ての不安を一人で抱え込むケースがある。
・困っている人は、その様子を周囲に見せない。ただし、一見周囲とかかわりたくなさそうな雰囲気を出していたとしても、本当は話を聞いてほしいという場合もある。
・困難を抱えている家庭であっても、保護者や子どもの様子からだけでは他の家庭と変わらない場合も多く、外から気付くことが難しい。
・困難を抱えている人の中には、市役所の相談窓口に行きづらさやハードルの高さを感じている人もいる。
・支援が必要であると分かっている家庭でも関わりにくいケースがある。

## （8）保護者の就労の状況について

①父親・母親の就労状況

ひとり親の正規雇用の割合は、両親世帯の父と差異がないのに対し、母子世帯の母が 40.0%と低くなっています。

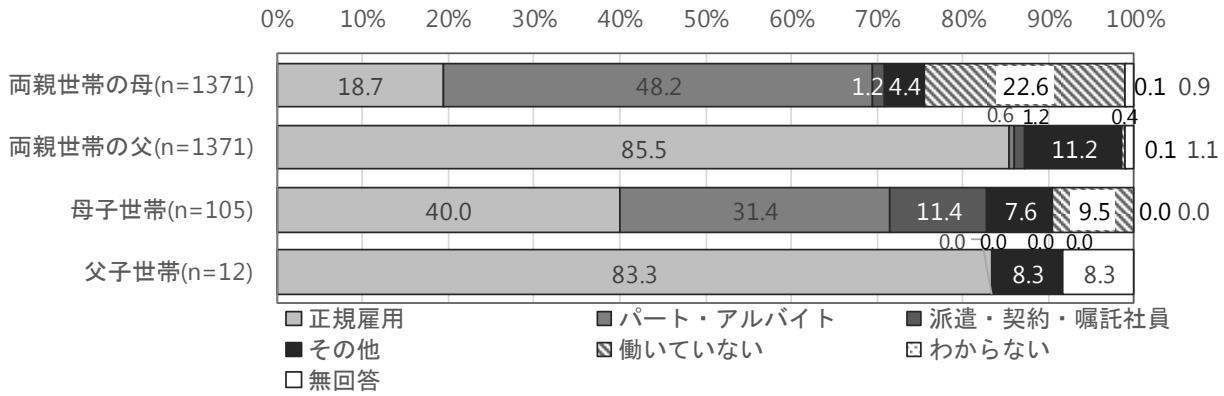


※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

②支援者ヒアリングの意見

・仕事をしているにもかかわらず、収入が少ない。特に母子家庭でその傾向が強い。
・ひとり親家庭の母は、非正規雇用で働いていることが多い。
・働いている親は、相談したくても相談窓口が空いている時間に相談に行くことができないことが多い。

## ４　現状から導き出された課題

＜課題１＞　子どもの育ちと学びにおける課題

実態調査では、困難を抱えている世帯において、自分が使うことができる子ども部屋や自分専用の勉強机を持っていないなど、自宅における学習環境が十分に整っていない傾向がみられます。また、子ども自身が授業の理解度が低い、学校以外での勉強時間が少ない傾向もみられることから、学校教育はもとより、学校以外での様々な学習機会の提供や、子どもが安心して学ぶための相談支援体制の充実が必要となります。

＜課題２＞　子どもの居場所や経験など生活基盤の確保における課題

実態調査では、困難を抱えている世帯で、夕食を一人で食べる「孤食」の状況にある子どもがみられます。また、親子でのコミュニケーションが十分ではないこと、親子で旅行やキャンプに行った経験が少ない傾向がみられます。

こうしたことから、親子間でのコミュニケーションを十分にとれるよう、保護者への支援を行うことや、家庭や学校以外で、子どもが安心して過ごすことができる地域の居場所づくりの支援が必要となります。

＜課題３＞　自立に向けた課題

実態調査では、家計の状況が「黒字」ではない世帯が７割を超えています。また、世帯の状況によって教育資金の準備状況に差が出ており、世帯の経済状況が子どもの将来に影響を与えていることがみられます。

また、困難を抱えている世帯ほど、大学またはそれ以上の進学希望は低く、教育を受けさせるためのお金の準備も目途がついていない世帯の割合が高いことが確認されています。

さらに、困難を抱えている世帯での親の正規雇用の割合が低い傾向がみられます。

こうしたことから、義務教育を終えた子どもが希望する進学・就労等が可能となるよう、進路支援や就労支援、相談支援等、将来の社会的自立に向けた支援が必要となります。

＜課題４＞　特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の課題

実態調査では、困難を抱えている世帯ほど、子どもを病院等に受診させた方がよいと思っても受診できなかった経験があったことが多くみられます。また、保護者自身も受診できなかった経験がある割合も高い傾向にあります。

こうしたことから、社会的養護を必要とする子どもや生活困窮世帯、ひとり親家庭など、特に配慮を必要とする子ども・世帯に対して、きめ細やかな支援が必要となります。

＜課題５＞　相談支援の課題

実態調査では、困難を抱えている世帯ほど、保護者自身の悩みや困りごとを相談する相手がいない、子育てに関する制度やサービス、相談窓口を知らないなど、社会的孤立の傾向にあることがみられます。また、困難を抱えているにも関わらずその様子を周囲に見せない、見た目にはわからない場合も多く、外から気づくことの難しさがあり、保護者の心の健康状態が低い傾向もみられます。

こうしたことから、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげることができるよう支援が必要となります。

## ５　計画の基本的な考え方

### 計画のめざす姿

本市の将来を担う子どもたちは、地域の宝であり、その子どもたちが、のびのびと心豊かに成長することは市民すべての願いでもあります。

しかし、少子高齢化や核家族化による保護者の孤立、支援の担い手の減少、経済状況の変化など、子どもを取り巻く環境の変化は、子どもの健全な成長に少なからず影響を与えています。

そのような中、子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに成長するためには、ライフステージに応じた子どもの成長を総合的に支える支援体制を整えていく必要があります。

本市では、これまでも子どもやその家庭への経済的な支援等を進めてきましたが、世帯の状況等により困難を抱える子どもがいる実態がわかってきました。

そのため、子どもやその家庭環境、取り巻く社会環境を含めて身近な「気づき」から実情を把握し、教育や生活への支援、就労支援、経済的な支援等の施策展開を行いながら、状況に応じた一人ひとりの子どもの成長を見守り、地域全体ですべての子どもが夢や希望をもって成長していける地域社会の支援体制整備の構築を目指します。

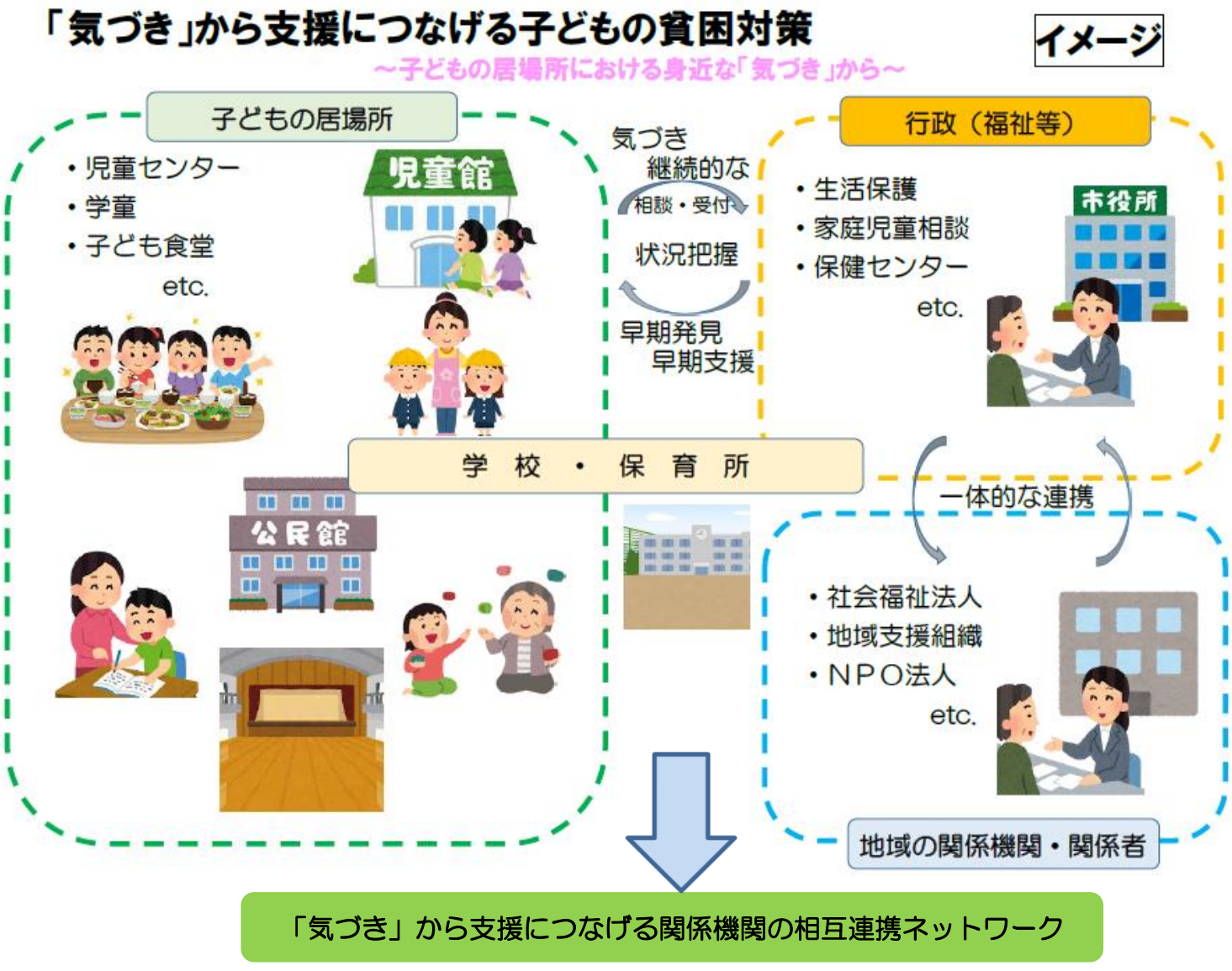

# ６　施策の展開

施策の基本的な方向性について、５つの柱に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。

なお、施策の推進にあたっては、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重されたうえで、切れ目のない必要な施策を実施できるよう、十分に留意します。

## （1）　子どもの育ちと学びへの支援

子どもたちが世帯の経済的な状況にかかわらず、自分の現在及び将来を自ら選択できるようにすることが重要であることから、全ての子どもに学びを受ける機会を保障し、能力・可能性を最大限に伸ばしていけるよう、「育ちと学びへの支援」に取り組みます。

### ア　子どもの育ちと学びの創出・充実

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 食に関する学びの推進事業 | 学校給食や教科等の時間をとおして、児童生徒が健康や正しい食に関する知識を学ぶため、食の指導の充実を図るとともに、赤毛種米など北広島産の食材を使用した学校給食の提供、郷土学習・地産地消の推進に取り組みます。 | 学校給食センター |
| 小中一貫教育の推進 | 学習指導要領を基本として小中９年間の学びがつながることで、小学校の丁寧できめ細かな指導、中学校のより専門性の高い授業展開等、それぞれの教育効果を相乗的に高めます。 | 小中一貫・教育施策推進課 |
| 個に応じた多様な指導方法の充実 | 習熟度別少人数指導やティーム・ティーチング（ＴＴ）指導等を取り入れ、個に応じたきめ細かな指導を行います。 | 学校教育課 |
| 社会科副読本の作成・配布 | 住んでいる地域を知ってもらうため小学３年生に社会科副読本を配布し郷土学習を行います。 | 学校教育課 |
| 体育・健康に関する指導の充実 | 児童・生徒が心身ともに健康な生活を送るため、健康や体力を育む指導の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業 | 生活困窮世帯の中学生に対し、学習の場の提供、学習支援および教育相談を実施し、学力向上を図るとともに、学習の支援等を通じて社会性や協調性等を育み、子どもの将来的な自立を図る一助となるよう支援します。 | 福祉課 |
| 教育相談事業の推進 | 家庭や学校の問題に対し、教育相談員が電話や面談で相談指導を行います。 | 学校教育課 |
| 子ども夢チャレンジ応援事業 | 将来に対する夢を叶えるために「今、チャレンジしてみたいこと」を募集し、市民、団体、企業、行政などの支援により実現を図ります。 | 企画課 |
| 家庭教育に関する学習機会の充実（公民館事業） | 公民館における幼稚園、小学校等と連携した子育て支援や家庭教育に関する学習会を開催します。 | 社会教育課 |
| 学校支援地域本部事業 | 学校を地域全体で支える体制を整え、地域住民等の参画による学校支援を推進するため、長期休暇中に学習会の実施を希望する小中学校にボランティアを派遣します。 | 社会教育課 |

イ　助成・給付金制度

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 保育料の軽減 | ０～２歳の子どもの保育料について、国基準額からの軽減やひとり親世帯や多子世帯等への減免を行います。<br>※３歳以上の子どもについては、幼児教育・保育の無償化の対象となります。 | 子ども家庭課 |
| 就学援助費の支給 | 生活困難家庭の児童・生徒に対して、就学のため経済的援助を行います。<br>平成31年度（令和元年度）からは、支給品目に卒業アルバム代を追加して支給しています。 | 学校教育課 |
| 学童保育料の減免 | 準要保護世帯及び生活保護世帯を対象に、学童保育料の減免を行います。 | 参事（子育て・学童担当） |
| 奨学金の支給 | 経済的理由で就学困難な学生で、かつ、学業が優秀な者に奨学金を支給します。 | 学校教育課 |
| 高等学校入学準備金の支給 | 経済的理由で入学・就学困難な学生に準備金を支給します。 | 学校教育課 |
| 高校生の通学費助成 | 公共交通機関を利用して高等学校等に通学する高校生等の保護者等に対し、助成金を交付します。 | 企画課 |
| 児童生徒の通学費支援 | 遠距離等で、公共交通機関や自家用車による送迎で通学している公立小中学校の児童生徒の保護者に通学費の一部を支援します。 | 学校教育課 |
| 私立幼稚園就園準備金の支給 | 私立幼稚園が実施する子育て支援事業への参加に要する費用の一部を助成します。 | 子ども家庭課 |
| スポーツ大会出場費助成 | 予選大会を経て、全道、全国、国際規模のスポーツ大会に出場する選手のサポート事業として、大会出場費の一部を助成します。 | 社会教育課 |
| 子ども未来応援事業 | 就学援助、生活保護、児童扶養手当を受給している世帯で中学生の子どもの学習塾や習い事の費用を助成します。 | 子ども家庭課 |
| 子ども未来応援基金創設の検討 | 子どもの貧困対策計画に掲載されている各種事業の財源を確保するため、寄付金を充当した子ども未来応援基金の創設を検討します。 | 子ども家庭課 |

## （2）　子どもの居場所や経験など生活基盤の確保

子どもたち学習面や経済面だけではなく、社会的に孤立せず、身体的・精神的にも安定した生活を送ることが重要であることから、毎日の生活の安定に向けた「生活の支援」に取り組みます。

また、子どもたちが自分の居場所と思えるような子どもの居場所づくりに努めます。

### ア　子どもの居場所づくり

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 児童センターの運営 | 地域における子どものための拠点として、主体的な遊び及び生活の援助や子育て支援の場、子どもの居場所等として運営します。 | 参事（子育て・学童担当） |
| 出張型ひろば事業 | 地域子育て支援センターや児童センターがない地域等において、会館等を利用して、親子が集い交流し遊べる場所を提供します。 | 子ども家庭課 |
| 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） | 第５章　子ども・子育て支援事業計画の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」に掲載。 | 参事（子育て・学童担当） |
| 放課後子供教室 | 小学校の余裕教室を活用し、放課後における子ども居場所として、学習や体育活動などの機会を提供します。 | 社会教育課 |
| 学校施設の開放 | 市民の健康維持及び体力向上に資するため、小中学校体育館を開放し、スポーツ活動の場を提供します。 | 社会教育課 |
| 子どもの居場所づくり推進事業補助金 | 子ども食堂又は学習支援といった子どもの居場所づくりを推進するため、運営団体に補助金を交付します。 | 子ども家庭課 |

### イ　安心できる社会体制

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 青少年問題行動対策 | 生徒指導担当指導主事及び専任指導員を配置し、青少年の指導、巡視を実施します。 | 学校教育課 |
| シルバー子育てサポート事業の推進 | 地域子育て支援センターを拠点に、シルバー世代が子育てアドバイスや昔遊び等の交流活動を行います。 | 地域子育て支援センター |
| 夜間急病センターの運営 | 市民が緊急時に安心して医療が受けられるよう急病医療体制を確保します。 | 健康推進課 |
| 在宅当番医制の実施 | 内科と外科については、早朝・夕方の診療を行います。<br>歯科については、休日等の急病医療の診療を行います。 | 健康推進課 |
| 青少年健全育成に関する啓発 | 青少年の健全育成に関する啓発活動を推進します。 | 学校教育課 |
| 青少年電話相談の実施 | 家庭や学校、身体に関することなどの相談に、カウンセラーによる助言や他機関の紹介など問題解決を図ります。 | 学校教育課 |
| ひとり親家庭日常生活支援 | 支援が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。 | 子ども家庭課 |
| 母子・父子自立相談の実施 | 母子・父子自立支援員を配置してひとり親の抱える問題の相談、助言を行います。 | 子ども家庭課 |
| ピロリ菌対策事業 | 将来的な胃がんリスクを抑制するため、中学３年生を対象にピロリ菌検査を実施します。 | 健康推進課 |

### （3） 自立に向けた支援

子どもたちが安定した生活を送るうえでは、保護者の就労状況が安定していることが重要であることから、職を得ることだけでなく、仕事と両立を図りつつ安心して子どもを育てられる適正な労働環境の確保を含め、「保護者に対する就労支援」に取り組みます。

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発 | 固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、広く意識の啓発を図ります。 | 市民参加・住宅施策課 |
| ハローワーク等関係機関との連携 | 関係機関と連携した雇用及び労働条件の改善の啓発を行います。 | 商工業振興課 |
| 仕事と子育ての両立のための広報・啓発 | 関係機関と連携し、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の周知を図ります。 | 商工業振興課 |
| 自立支援教育訓練給付金の支給 | ひとり親家庭の自立のため教育訓練講座等の受講者に給付金を支給します。 | 子ども家庭課 |
| 高等職業訓練促進給付金の支給 | ひとり親家庭の自立のため、看護師・保育士等の資格取得養成機関での修業者に給付金を支給します。 | 子ども家庭課 |
| 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | ひとり親家庭の親や児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、支払った受講費用の一部を支給します。 | 子ども家庭課 |
| ジョブガイド北広島 | 市とハローワーク札幌東が共同で設置する本施設において、職業紹介や職業相談などのサービスを無料で行います。また、求人検索パソコンにより、簡単に求人情報を検索できます。 | 商工業振興課 |
| きたひろしま暮らしサポートセンターぽると | 委託事業の内容に、就労支援も含めた相談業務があります。就労準備支援事業や無料職業紹介事業を行います。 | 福祉課 |
| 生活困窮自立支援事業 | 生活困窮者の複合的な課題に包括的に対応するため、相談支援や家計改善に関する支援、就労支援などを一体的に行います。 | 福祉課 |

## （4） 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

保護者の就労だけでは十分な収入得られない状況であっても、世帯の経済基盤を保つ頃が重要であることから、資金給付や助成制度の実施により、「経済的支援」に取り組みます。

### ア　医療に関する助成・給付

| 推進事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 子ども医療費の助成 | 中学生までの通院及び入院に対し、医療費の助成を行います。 | 保険年金課 |
| 未熟児養育医療の給付 | 医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対し医療費の給付を行います。 | 保険年金課 |
| ひとり親家庭等医療費の助成 | 母子、父子のひとり親家庭等に対し、医療費の助成を行います。 | 保険年金課 |
| 妊婦健康診査通院支援事業 | 妊婦健診を受診する際の通院費用の一部を助成します。 | 健康推進課 |
| 入院助産の支援 | 経済的理由で入院助産ができない妊産婦に対し、入院、出産を支援します。 | 子ども家庭課 |
| 妊産婦健康診査費の助成 | 妊産婦健康診査（妊婦一般健康診査、超音波検査、妊婦精密健康診査）に係る費用を助成します。 | 健康推進課 |
| 新生児聴覚検査費の助成 | 新生児聴覚検査に係る費用を助成します。 | 健康推進課 |

### イ　生活に関する助成・給付

| 推進事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 児童扶養手当の支給 | 児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に手当を支給します。 | 子ども家庭課 |
| 障がい児の通所交通費の助成 | 発達に遅れや障がいのある児童の発達支援を進めるため、子ども発達支援センターへの交通費の一部を助成します。 | 子ども発達支援センター |
| 障がい者等交通費助成事業 | 身体障害者手帳1～2級（内部障がいは1～3級）、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている方に、タクシーチケットまたはガソリンチケットを交付します。 | 福祉課 |
| 重度心身障がい児（者）等の通院交通費の助成 | 慢性的な疾病により通院している重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療を受給している児童及び子ども医療受給者に対し、交通費の助成を行います。 | 保険年金課 |
| 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法により、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付事務を行います。 | 子ども家庭課 |
| 生活福祉資金の貸付 | 他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目指し、様々な用途に応じた貸付事務を行います。 | 福祉課（北広島市社会福祉協議会） |
| ファミリー・サポート・センター利用料助成 | ひとり親世帯、市町村民税非課税世帯、生活保護世帯等に料金を助成します。また、１歳未満の子どもがいる家庭に「ファミサポ利用無料券」を交付します。 | 地域子育て支援センター |

### （５）相談支援の整備・強化

関係機関の連携のもと、各種の支援につなげていくことが重要であることから、貧困状態にある、またはその状態に陥るおそれのある子どもや保護者の声をしっかりと受け止め、全ての支援の出発点である「支援の連携と体制の整備・強化」をし、各種の支援に取り組みます。

また、各種制度や施策の周知を図ります。

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 地域子育て支援センター運営事業 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て相談、子育て講座、子育てサークル支援、情報提供等を実施します。 | 地域子育て支援センター |
| 子育て世代包括ケアシステム「きたひろすくすくネット」 | 保健センター（健康推進課）の各種相談・母子保健と地域子育て支援センター「あいあい」の子育て支援が相互に連携し、子育て世代を妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートします。母子保健マネージャー（保健師）と子育て支援コーディネーター（保育士）を専属で配置し、子育ての総合相談やケースマネジメントを行うとともに関係機関との連携を図ります。 | 健康推進課・地域子育て支援センター |
| 子ども虐待予防ケアマネジメント事業 | 母子健康手帳の交付時や赤ちゃん訪問、乳幼児健診等の機会を通じて、支援を必要とする家庭を早期に発見し、今後の支援について、予防の観点から検討会を行います。 | 健康推進課 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | ひとり親世帯、市町村民税非課税世帯、生活保護世帯等に料金を助成します。また、１歳未満の子どもがいる家庭に「ファミサポ利用無料券」を交付します。 | ファミリー・サポート・センター事業 |
| 赤ちゃん訪問 | 生後2か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師が訪問します。親子の健康状態と育児状況や養育環境などの確認や助言、子育てに関する情報提供などを行います。 | 健康推進課 |
| 乳幼児健康診査 | 乳児健康診査（３・６・10か月）、１歳6か月児健康診査、３歳児健康診査を実施します。成長の節目となる時期に身体計測や小児科医の診察、各種相談などを行い、心身の異常の早期発見、発育・発達、家族関係等を把握し、必要な支援を行います。 | 健康推進課 |
| 養育者支援・保健医療連携システム | 妊娠、出産期において、特に養育支援を必要とする家庭を積極的に把握し支援するため、医療機関、他市町村と情報共有を図ります。 | 健康推進課 |
| 養育支援訪問事業 | 望まない妊娠や妊婦健診の未受診等により妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭や育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭を保健師が訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を実施します。 | 健康推進課 |
| 心の教室相談員の配置 | 小中学校に相談員を配置し、児童・生徒のストレス・悩み・不安の解消と問題行動の抑制を図ります。 | 学校教育課 |
| 家庭児童相談・児童虐待相談の充実 | 児童虐待の一元的な窓口として、児童相談所等と連携し児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行うほか、相談等への対応を行うとともに、子ども家庭総合支援拠点を整備し体制強化を図ります。 | 子ども家庭課 |
| 子どもの権利擁護の普及啓発 | 虐待の防止、暴力や監護を著しく怠ること（ネグレクト）などが子どもに及ぼす悪影響等について、広報紙や講演会等により、また関係機関等を通じて普及啓発を行う。 | 子ども家庭課 |
| 児童館の整備、運営の充実 | 地域における遊び及び生活の援助と子育て支援、子どもの居場所づくりのため、児童館の整備・運営を行います。 | 参事（子育て・学童担当） |
| 放課後児童健全育成事業の役割 | 単に預かりの場としてだけでなく、子どもたちの発達や成長に関わるとともに、支援が必要な子どもや家庭等へのアプローチを担う存在であることを意識し、育成支援及び関係機関との連携に努めます。 | 参事（子育て・学童担当） |

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 学校との連携 | 各学校や警察と連携し、学校内外の児童・生徒の問題行動への対応と未然防止に努めます。 | 学校教育課 |
| 気づきの相互連携ネットワーク構築の検討 | 気づきから支援へ円滑につなげるために、子どもの貧困対策に係る関係機関と相互連携していくネットワークの構築を検討します。 | 子ども家庭課 |

## ７　成果指標

成果指標の設定は、関連施策の実施状況や対策の効果等を客観的に検証・評価することが重要であり、計画の実効性を高めるための一つの手立てとなります。

本計画では、基本施策ごとに目標値を設定し、その変化を確認しながら必要な施策の検討などに繋げていきます。

### 基本施策１　子どもの育ちと学びへの支援

| 指標 | 現状値（H30） | 目標値 |
|---|---|---|
| 子どもを健全に育成するための環境の充実の満足度 | 68.3% | 70.0% |

### 基本施策２　生活基盤の確保

| 指標 | 現状値（H30） | 目標値 |
|---|---|---|
| 子どもの居場所の開設数（児童センター、出張型ひろば、学童クラブ、放課後子供教室、学校開放など） | 31か所 | 35か所 |

### 基本施策３　保護者の就労支援

| 指標 | 現状値（H30） | 目標値 |
|---|---|---|
| ひとり親家庭（母子家庭）の親の就業率 | 90.4% | 94.0% |

### 基本施策４　自立に向けた支援

| 指標 | 現状値（H30） | 目標値 |
|---|---|---|
| ひとり親世帯の家計の状況が赤字である世帯の割合 | 48.1% | 44.0% |

### 基本施策５　相談支援の整備・強化

| 指標 | 現状値（H30） | 目標値 |
|---|---|---|
| ひとり親の相談先や方法を知らなかった世帯の割合 | 13.8% | 10.0% |

資料２

令和２年度第３回北広島市子ども・子育て会議　補足資料

# 前回からの主な変更点について

## （１）第２回北広島市子ども・子育て会議において出された意見等の反映

①素案 32 ページの各成果指標について、目標値が低いのではないか？

→現状値を子どもの生活実態調査を実施した平成 30 年度の数値で示しておりますが、計画期間が令和 3 年度から令和 6 年度まで 4 年間であり、この 4 年間で達成を見込むことができる数値を記載しております。

②素案 28 ページで「子どもの居場所づくり」の事業の中で、子ども食堂への支援につながる施策の検討をしてもらいたい。

→子ども食堂や子どもの学習支援といった子どもの居場所づくりを推進するため、子どもの居場所づくり推進事業補助金事業を新たに掲載しています。

## （２）その他

①11 月 4 日から 11 月 12 日までに庁内に意見照会をかけ、回答のあった内容について、反映させました。

②その他文言等の所要の修正をしています。

**※変更箇所は、いずれも青字で記載しています。**